

地名 散歩

第81回 武器の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

47都道府県の中に「武器にちなむ地名」がある。これは意外に知られていないが、正解は兵庫県だ。今の県の領域は神戸や西宮などの位置する摂津国をはじめ、北から但馬、丹波、播磨、淡路、それに戦後に境界変更で加わった備前(赤穂市の西側)の6か国にまたがっているが、県名になった兵庫の地名はもちろん神戸市兵庫区のエリアである。古代にはこれを「つわものぐら」と読み、現代語で言えばまさに武器庫だ。改めて兵庫付近の地形を見れば、西側に播磨との国境の険しい山を控えた交通ノ要衝(源平合戦の地・一ノ谷もここ)が控え、須磨の関所の手前に武器庫が置かれたのは必然であった。

武器庫の字面で連想されるのが、近くの武庫川や武庫郡のムコという地名であるが、これは武器庫と関係があるというわけではな

く、ムコの地名に字を当てたとされている。神戸の北に聳える六甲山も江戸期までは武庫山と表記されることが多く、その別の表記の六甲(ムコと読んだ)が後に音読みの「ロッコウ」と発音されるようになったという。

さて、近世までの武器の代表格といえば弓矢だろうか。矢を発射させるために弾力のある木を撓めるのが弓であるが、これにちなむ弓町は全国各地に多い。現在でも群馬県高崎市、新潟県長岡市、石川県加賀市、徳島県徳島市に現存しているが、由来は弓を作る職人が集まった町(古くは弓削などと称した)、弓の稽古が行われた場所、弓を使う弓組が集住していた場所などさまざま。中には横浜市に明治32年(1899)まであった弓町(現山手町120番地付近)のように「道路が弓形に折れていたことにちなむ」という形状から来るものもある。



武器庫を意味する兵庫(つわものぐら)にちなむ兵庫の地名は後に県名となった。西へ進めば須磨の関所はほど近い。
1:20,000 複製図「兵庫」明治19年測量



現在の銀座に昭和5年(1930)まで存在した弓町と鉦屋町。徳川氏に従い入国した御用弓師・鉦師の拝領地に由来する。
1:10,000 「日本橋」大正8年鉄道補入

形といえば、弓のように曲線を描く浜は、鳥取県西部の弓ヶ浜に代表されるように弓の字が使われており、別府市や静岡県南伊豆町などにも弓ヶ浜の地名が付けられた。弓矢が揃った地名は少ないが、京都市東山区の清水寺の坂下あたりには日本でただ1か所だけ現存する弓矢町がある。かつてはこの町名にふさわしく(?)松原警察署があったが、平成に入って名前が東山警察署に変わり、場所も移動した。それでも江戸時代から長らく警護役をつとめ、昭和49年(1974)までは神幸祭に武者行列を出していたというから、近年まで名実ともに「弓矢町」だったわけだ。

さて、刀の付く地名は職人町としては意外に少ない。これを作る刀鍛冶が住んだ場所がおおむね鍛冶町となっているからかもしれない。刀町としては全国にただ1か所のみ、佐賀県唐津市に現存している。ただしこれは宝暦年間(1751～64)に描かれた絵図に「俗称片ン町」とあるように、かつては片町であった。これは道路の一方が濠や土手などのため片方だけに家並みが存在する町を指すが、現在も城跡に建つ唐津市役所から濠を距てた南側であるから、典型的な片町であったようだ。

刀の字が付く地名ではカタナよりトの発音への当て字として用いる例が多く(富山県南砺市刀利、福井県敦賀市刀根など)、その例外が姫路市の刀出であろう。永享4年(1432)に当地の石の櫃を掘り出したところ太刀一振が出土したことにちなむという伝承がある。もちろんこのような由緒は漢字に引きずられたものが多く、まったく別の意味を持つカタナデ(たとえば冗談だが「肩撫で」など)に当てた可能性もある。

太刀といえば福岡県久留米市の北東に位置

する太刀洗の地名が知られている。甘木鉄道が町域をかすめて通っているのだが、駅名は太刀洗(筑前町)・西太刀洗(小郡市)といずれも「太」の字だ。元は合戦の際に血の付いた刀を洗ったとする伝承のある太刀洗(太刀洗)川にちなむもので、明治22年(1889)に合併した際の新村名。本来は太刀洗のところを官報に「太刀洗村」として、おそらく誤って記載したことからそれが正式名称となり、現在に至る。昭和14年(1939)に設置された国鉄甘木線(現甘木鉄道)の駅名はあえて「太」にしたことから、当時も地元では「太刀洗」は誤りとの認識があったのではないだろうか。

近代兵器では鉄砲町が城下町には多かった。おおむね鉄砲鍛冶が集まった所で、中には鉄砲衆の住んだ町やその射撃訓練場も含まれる。江戸の鉄砲町は現在の日本橋本町の一部になっているが、幕府の御用鉄砲師が拝領して屋敷を構えたのが由来という。今も青森県弘前市、山形県山形市、石川県加賀市、岡山県津山市など各地に残っているが、秋田市、名古屋市、富山市、高知市、福岡市などは「住居表示法」による町名の大規模な統廃合の波にさらわれ、いずれも昭和40年(1965)前後に消えている。

鉄砲とは違う火砲の名が付いた町名として珍しいのは岡山県高梁市に現存する石火矢町。江戸時代の松山城下町時代からの由緒ある町で、「石火矢町ふるさと村」がある。山城であった旧松山城の直下にあり、武家屋敷として往時の面影を今も伝えている。やはり町名と屋敷のどちらも残っていることが、歴史をしのぶのには不可欠だろう。特に城下町では高度経済成長期に失われた町名が目立つが、実に惜しいことをしたものだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.743
2018 December



表紙写真

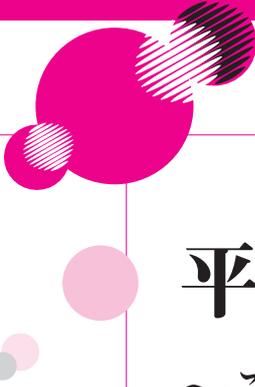
「似合ってますか？」

第33回写真コンクール連合会長賞
大関 珠恵●福島会

家族で「親子の集い(写真アート)」に参加したときの写真です。追い掛けられるのが好きな息子は、できるようになったハイハイでママから逃げ回っていました。思わず元気の息子にカメラを向けた一枚です。

地名散歩 今尾 恵介

- 03 **平成30年を振り返って**
～この時代に生き残るための専門性の進化～
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 小野 伸秋
- 06 **平成30年度 第1回全国会長会議**
- 10 UAV (ドローン)による写真測量の土地家屋調査士業務への活用事例
- 14 役立つ新しい業務ツール使用記
「調査士カルテ Map」を利用して
- 16 愛しき我が会、我が地元 Vol.58
旭川会/栃木会
- 19 四国・中国ブロック合同研修会報告
- 22 ADR法務大臣認定
土地家屋調査士になろう！
- 25 土地家屋調査士新人研修修了者
関東ブロック協議会
- 26 日調連各部紹介
総務部/財務部
- 28 平成31年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 29 土地家屋調査士新人研修開催公告
九州ブロック協議会
- 29 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019開催のご案内
- 30 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 32 会務日誌
- 35 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！
- 36 国民年金基金から
- 38 ちょうさし俳壇
- 39 平成30年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 40 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 41 ネットワーク50
鹿児島会
- 43 編集後記



平成30年を振り返って

～この時代に生き残るための専門性の進化～

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 小野 伸秋

1. はじめに

土地家屋調査士の専門は何ですか？と聞くと「私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記を専門としています。」と答える方が多いのではないのでしょうか。しかし、国が定めた「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下「骨太の方針」という。)の中で、第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開(Society5.0)が推進されると国民にとって素晴らしい社会になる一方で、不動産の表示に関する登記を専門とする土地家屋調査士の専門性が残るのでしょうか。真剣に考える余地がありそうです。

2. 紙台帳登録社会における専門性の限界

平成28年頃に経済産業省のグレーゾーン解消制度の欄に、建物滅失登記は建物取壊し業者が本人申請のできるマニュアルとツールを依頼者に有償で販売することは土地家屋調査士法には抵触しないと発表されていました。近い将来は、オンライン申請がAIによって更に進化し、法務局のホームページのオンライン申請コーナーにアクセスして、質問に答えた後にマイナンバーで本人確認を行い本人申請ができる時代となる可能性が高くなりそうです。

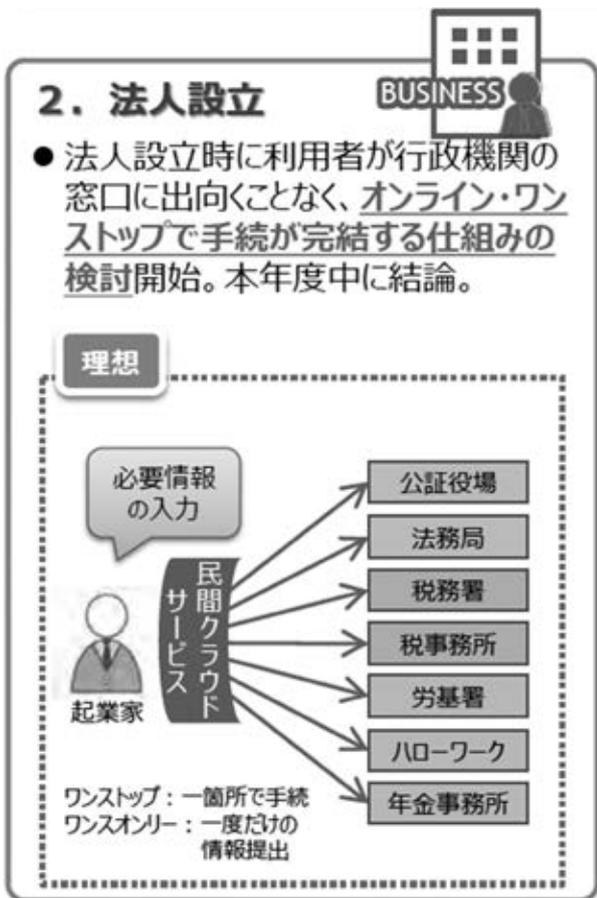
それなら建物表題登記は大丈夫だろうと考えますが、建築確認申請等のデータが電子化され、国の「未来投資戦略2018」等の基本的な方針であるブロックチェーン技術の活用が推進されると分散台帳システムが主流となり、建築確認申請のデータが建物表題登記に援用されると我々は出番がなくなる可能性が

あります。また、土地の測量もGNSS観測がアンテナにスマートフォンをつなぐだけで高精度な位置情報を観測できる時代となり、不動産登記法第14条第1項地図(以下「14条地図」という。)が情報公開され誰でも位置確認が可能な時代となることから、基準点測量がそんなに専門性がなくても当たり前の時代となります。現地に杭が無くても、iPadを現地にかざすと境界線が見える時代となるのです。

3. 国民の為のオンライン・ワンストップ化の推進

さらに、「未来投資戦略2017」では、図①に示すように法人設立登記がオンライン・ワンストップで行える社会を目指して来年までに方針を決定するとしてこの図を掲げました。そして今年の『未来投資戦略2018に「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化により法人設立登記が24時間以内に完了する仕組みを来年度から実現し、「企業が行う従業員の社会保険・税手続」に関するワンストップサービスを2020年度から順次開始する。』と明文化しました。次項で説明しますが、日本はエストニアのようなICT国家を目指しているのです。

このように、今まで我々専門家が独占してきた業務をオンラインの推進とともにICTとAIの力で国民自身が行政機関に訪問せずあらゆる台帳の登録・変更を行える社会を目指して骨太の方針でも明言し、図②のような社会に順応できる専門性を持ち進化できた者が生き残る時代へと変わろうとしています。



図①：法人設立登記の将来像

4. 「電子政府 e-エストニア」の現状

実は私も日本がエストニアを見ているとは知りませんでした。インターネットで検索していたときに、「ここまで電子政府が実現している国があったのか！驚きの電子立国「エストニア」」(<https://koremaj.com/2016/08/e-estonia/>)が目につき開いたところ、日本が未来投資戦略2017で発表していることが現実にできている国であることが分かり、さらに図書等を検索して「未来型国家エストニアの挑戦 電子政府がひらく世界」等も読んで日本がお手本としていることが分かりました。

しかし、日本はマイナンバーで苦労しているのになかなか進まないのですが、エストニアは官民合わせて2,500以上の電子サービスがあって、国民のための電子サービスは500以上あるそうです。電子政府体制は2000年から始まり、2002年に「Electronic ID Card」が配布され、こうしたサービスが開始されたようです。このカード1枚で身分証明証、健康保険証、運転免許証、公共交通機関のチケットとしての役割を果たすほか、銀行口座へのログイン時の識別、納税、医療記録確認、選挙投票、法人登記など、IDによる電子署名によって様々な電子サービスを使用することができるよう。2007年にはIDカードを使わず、スマートフォンで電子署名ができるモバイルIDが始まったようです。こうなると多くの資格業や自治体などの業務に大きな変化が起こることは間違いないでしょう。

5. 専門家として生き残る専門性の確保

我々は、専門家として生き残るために、国民が求める高い専門性を組織として、また個人として必要とされ、それに対して研鑽努力するしかありません。そういった意味では今一番の社会問題となっている「所有者不明土地問題」や「空き家問題」などは、いずれも不動産情報の管理が問われる問題で、我々が大きく関わるべき問題です。そして、今後訪れる少子高齢化社会では行政が全ての不動産を管理することは経済的負担が多くて対応はできません。我々は、日常業務の中で所有者不明土地や空き家に出くわし土地の境界管理に悩まされてきましたが、現代社会



図②：土地家屋調査士の Society5.0

になってその問題が表面化したものです。今こそ組織を挙げて情報管理に手を出すべきチャンスを迎えようとしています。

しかし、国土交通省が街区基準点を配点し、法務省は不動産登記規則第77条第1項第8号に基本三角点等を利用する地積測量図を義務化する環境まで作ってくれました。また、国土交通省は認定登記基準点を使って14条地図作成まで認めてくれました。さらに、国土調査法第19条第5項の補助事業まで用意していただいているのに、何故土地家屋調査士会の組織で認定登記基準点を設置して国民の財産を守る環境整備と国が苦しんでいる地図作成事業を行おうとしないのか。こうした基準点・筆界点の品質管理・復元管理環境を全国にあるADRセンターに併設して、弁護士と共にその成果を認証・管理できる地籍情報管理センターを構築することが専門性を確保する一番の方策ではないだろうか。

6. おわりに

次世代に我々が生き残る一番の専門性は、境界紛争解決及び予防を柱とした「隣接法律専門職」といった立場が確固としたものにする事です。法的に認定土地家屋調査士としてより専門性を認められ、確実に次世代に残れる分野を確保できている。しかし、その次世代を見ずに資格すら取得しないことは、自ら土地家屋調査士制度を廃止させるようなものです。また、もう一つの専門性は、権利情報等に位置情報を付ける専門性ですが、基準点の設置は土地家屋調査士なら誰もが知っていなければならない専門性なのに、理解できていない方が多いことが今後の社会に順応する上で大きな障害となる。特別の知識

ではありません。不動産登記規則第77条が示された時点で基準点が設置できないことはタブーとなってしまいました。いち早く専門性とは何かを自覚することが重要です。

時代は急激に流れ流れて、既に浦島太郎のように社会が変わっていることを専門家として知らなければ生き残れないのではないのでしょうか。

これからでも遅くありません。次の土地家屋調査士制度制定70周年を迎えるまでに、

- ① 毎年土地家屋調査士の日に、所有者不明土地問題となっているような地域からでもいいので全国の各支部が認定登記基準点を設置しましょう。
- ② 毎日登記申請した不動産登記規則第93条不動産調査報告書は、各土地家屋調査士会が指定するGISに登録して管理しましょう。

こうするだけでも隣地の所有者・管理者のデータベース化を図ることが10年後にはできるでしょう。その次の土地家屋調査士制度制定80周年には「土地家屋調査士は筆界の管理資格者」と国民が認知している社会を目指そうではありませんか。

最後に、ダーウィンの名言に「この世で生き残る生物は、最も頭の良い生き物でも、最も強い生き物でもなく、最も変化に対応できる生き物だ。」があります。

我々は、今制度の急激な進化の過程にあります。これからの10年間で制度を社会環境にどこまでマッチさせ、進化を遂げるかです。その努力は、土地家屋調査士制度を掛け替えのないものに成長させるのではないのでしょうか。

これが、私の「一年を振り返って」、今正に考えている進化するための将来構想です。

平成30年度 第1回全国会長会議



平成30年度第1回全国会長会議が、10月9日(火)午後1時から10日(水)正午まで、東京ドームホテル地下一階「オーロラ」において全国50会の単位会会長が一堂に会し開催された。全体会議の後、4グループに分かれ、共通のテーマに対して、1日目はグループ討論、翌日にグループごとの報告と意見交換が行われた。

会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田潤一郎

本年も7月豪雨等災害が発生した。被害に遭われた会員の皆様、土地家屋調査士会の皆様には、心よりお見舞い申し上げるとともに、日本土地家屋調査士会連合会は、今後も事前復興を主たる行動指針としつつ、災害復興を目指した活動を行う。



本年6月6日、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が可決成立した。変則型登記の解消等、問題の解消に向けて積極的に対応していく。

本会議が後世に語り継がれるような有意義な会議となるよう祈念して挨拶を締め括った。

座長選出

司会指名により、中部ブロック協議会の大保木正博岐阜会長が座長となり、議事が開始された。



日本土地家屋調査士会連合会からの説明事項

連合会からの説明事項として下記7つが挙げられ、連合会各担当役員が説明し、単位会会長による質疑が行われた。(敬称略)

1 登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会の中間報告を受けて

連合会 専務理事 柳澤尚幸

平成29年10月2日に、「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」が立ち上げられた。この研究会は、人口減少社会を見据えた登記制度・土地所有権の在り方等の中



長期的な課題について、民事基本法制における論点や考え方を整理することを目的としている。予備日を含め全18回開催予定の研究会のうち、第7回までの研究会の中間取りまとめとして報告があった。

登記制度の在り方として、下記4項について検討している。

- 1 相続等の発生を登記に反映させるための仕組み等
- 2 変則型登記の解消
- 3 登記手続の簡略化
- 4 登記の公開の在り方等

土地所有権の在り方として、下記3項について検討している。

- 1 土地所有権の民事基本法制上の位置づけ
- 2 土地を手放すことができる仕組み等
- 3 土地利用の円滑化を図る仕組み

中間取りまとめを受け、連合会でも制度対策本部、研究会対応PT等で今後も対応する。

単位会会長からは、表題部所有者・所有権登記名義人に対する人権問題への対応及び主体的に進めるべき関係省庁・土業の確認等の質疑があった。

2 変則型登記の解消における対応について

連合会 理事 丸山晴広

変則型登記とは、所有者不明土地のうち、土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元化作業後も引き



継がれたことにより、表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記のこと。

変則型登記による具体的な事例として、市の買収予定地の登記簿には、「所有者代表者他4名」としか記載がなく、この所有者代表者を調べても所有者不明になる、同じく買収予定地の登記簿において「表題部」所有者の住所記載が無く、所有者が特定できない等の例が挙げられた。今後、少子高齢化の進展や地域コミュニティの減少により、これらの調査がますます困難になるおそれがあるため、変則型登記の解消方法の検討や、法制上の措置をとる必要があると述べられ、解消に向けた手続の流れが説明された。

最後に、各単位会に変則型登記事例の収集協力に関するお礼が述べられ、更なる情報提供の求めがあった。

3 空き家等問題への対応について

連合会 常任理事 芦澤武

連合会のビジョンとして、土地家屋調査士が社会問題に積極的に参画・活躍できる土台を構築したい。当面の目標としては、空き家等問題に積極的に参画・活躍できる人材を育成したい。



連合会社会事業部の事業として、各単位会における取組状況の把握、連合会ウェブサイト空き家問題に関する資料の掲載、空き家予防のためのチラシ作成、空き家等問題に関するシンポジウムの開催及びeラーニングコンテンツの作成が挙げられた。

単位会会長からは、空き家問題に関連する諸問題に対する質疑、人材育成に関する質疑があった。

4 調査・測量実施要領の改訂について

連合会 常任理事 三田哲矢

平成30年度に改訂版の発行を予定している「土地家屋調査士調査・測量実施要領」(案)についての説明があった。発刊までのスケジュールが述べられ、



平成31年3月発刊予定とされた。

単位会会長からは、改正点に関する説明が求められ、新旧対照表作成の有無及び運用日の確認等の質疑があった。

5 中央実施型の新人研修について

連合会 常任理事 土井將照

平成31年度(2019年度)に実施する中央実施型の新人研修についての説明があった。

中央実施に変更する目的として、これまで従前における実施ノウハウの蓄積やブロック

協議会における新人同士の交流を重んじ、各ブロック協議会に実施の委託をしてきたが、ブロック協議会によって研修カリキュラムが異なることから、研修内容の均一化を求める声があり検討を行ってきたところ、実施主体を連合会に一元化することにより研修会の統一化を図ることとした。また、全国の新人が一堂に会する場で土地家屋調査士の心構えを訓示することにより、土地家屋調査士制度への帰属意識を一層高めたいとした。

平成31年度(2019年度)土地家屋調査士新人研修基本計画案が示され、各単位会会長からは、実施日に関する質疑、移動距離と交通費に関する質疑及び参加の強制力に関する質疑等が行われた。

6 平成31年度以降における国民年金基金への加入促進について

連合会 常任理事 鈴木泰介

確定拠出年金法等の一部を改正する法律により一部改正された国民年金法において、他の基金との合併が明確化されたことにより、全国47都道府県の地域型国民年金基金と22

の職能型国民年金基金は、合併に向けて協議を行い、平成29年10月5日付けで合併契約をした。これにより、土地家屋調査士国民年金基金は、合併予定日である平成31年4月1日以降、全国国民年金基金の土



地家屋調査士支部として歩いていくこととなった。

平成31年度以降の加入の促進に関する素案が示され、単位会会長からは、入会状況の確認、利率の確認、協議体制の確立等の質疑があった。

7 土地家屋調査士法の一部改正への取組について

連合会 副会長 加賀谷朋彦

土地家屋調査士の使命規定を創設するとともに、より適切な懲戒制度を運用することなどを実現するため、土地家屋調査士法の一部を改正する協議を行っている。

使命規定の創設、懲戒権者、除斥期間及び戒告における聴聞手続等が検討の概要とされた。単位会会長からは、除斥期間等の質疑があった。



グループ討論

4会場・4グループに分かれ、以下4つのテーマについてグループ討論がされた。

テーマ1 名義貸しについて

テーマ2 宅建協会、全日不動産との全国連携について

テーマ3 研修制度の在り方について(登録制度の在り方も含めて)

テーマ4 土地家屋調査士の業務について

グループ討論報告

前日に行われたグループ討論について各グループの代表者から報告があり、下記記載事項のほか、数多くの要望、意見が出された。

報告者 第1グループ・香川会 大久保秀朋会長
第2グループ・愛知会 伊藤直樹会長
第3グループ・大阪会 金子正俊会長
第4グループ・埼玉会 高柳淳之助会長

テーマ1 名義貸しについて

- ・土地家屋調査士法第3条(以下「3条業務」という。)に関する業務を他土業等に発注している官公署における地積測量図作成者の問題と分離発注への対応
- ・具体的な名義貸し事例の報告
- ・非土地家屋調査士に関する調査活動の必要性
- ・事務所の在り方や会員への指導に関する問題



テーマ2 宅建協会、全日不動産との全国連携について

- ・連携の必要性
- ・研修会等の提供
- ・宅建業との兼業に関する検討

テーマ3 研修制度の在り方について(登録制度の在り方も含めて)

- ・年次研修の必要性
- ・新人研修の在り方
- ・更新制度に関する検討

テーマ4 土地家屋調査士の業務について

- ・業際問題に関する検討
- ・業際に関する対応者の問題
- ・土地境界確定測量に関するレポート、土地境界確定測量成果作成例の提示

意見交換・情報交換

テーマ1の名義貸しについての具体的な事例として、3条業務が分離発注となった具体的な事例が報告された。名義貸し予防として、新入会員入会時に

各支部長が事務所を訪れ、事務所形態を確認している方法が示された。

テーマ2の宅建協会、全日不動産との連携について、単位会との具体的な業務提携、協定書作成に関して説明があった。

テーマ3の研修会の在り方について、インターン制度に関する検討や、倫理研修の具体的な開催の在り方についての協議があった。

テーマ4に関して、土地家屋調査士の実務領域から見た土地確定測量業務の位置づけについて協議があった。

その他の意見交換として、不在者財産管理人に関する取組、報酬に関する取組、建物所在図に関する取組、各会の財政健全化に関する取組等様々な意見交換がされた。

終わりに

今回の全国会長会議は、連合会の説明事項に対する単位会会長による要望や質疑、単位会会長によるグループ討論及びグループ討論報告という形式で行われ、土地家屋調査士が抱える諸問題を相互確認でき、情報交換の重要性を感じた。各単位会会長による同一認識事項の確認、協議及び宣言等があると、閉会の言葉として戸倉茂雄連合会副会長が引用した「我等調査士、結びはかたし」という言葉が、より具体性を増すと感じた。

2日間にわたり、広報の立場から有意義な会議を傍聴させていただいたことに感謝し、それぞれの会議内容に関する各単位会会長の造詣の深さに敬意を表して、終わりの言葉としたい。

広報員 石瀬正毅(東京会)



UAV（ドローン）による写真測量の 土地家屋調査士業務への活用事例

熊本県土地家屋調査士会 吉田 光宏

近年、土木、林業、運輸その他各方面でドローンの活用が進んでおりますが、私も昨年7月から写真測量を業務に取り入れ、27現場程に利用しました。地域・現場の事情により全ての現場で利用できるわけではありませんが、事例ご紹介で機運が高まればと思います。

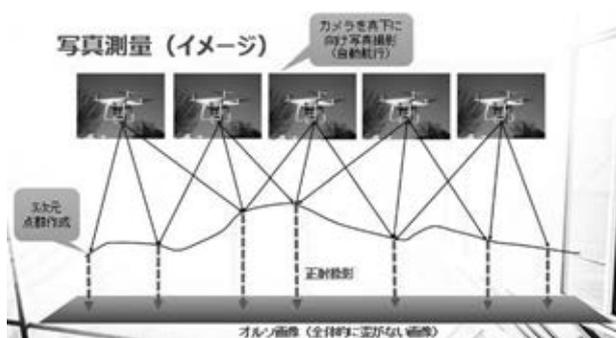
【環境】

私の取扱区域はほとんどで地籍調査が終わっているものの昭和40年代後半から昭和終わりくらいまでが整備期間です。よって、地籍調査標、基準点が残っておらず、地図から読み取り復元し、立会確認を求めるといったものです。

【写真測量イメージ】

事例をお伝えするのが主題ですが、どうしても光波のように一点一点直接観測すると思っている方がいらっしゃると思いますので、先に写真測量のイメージをつかんでいただきたいと思います。原理的には写真を使った三角測量です。(H25 写真測量→同時調整に表記変更)

元々、有人飛行機で広域的に行われていた方法ですが、急速なドローンの進歩により局所的であれば私たちでもできるようになりました。GNSS搭載なので撮影ルートアプリに入力しておけばそのとおり撮影しながら飛んでくれます。測量士・測量士補の試験に毎年のように出てくる写真の重複率も設定できます。

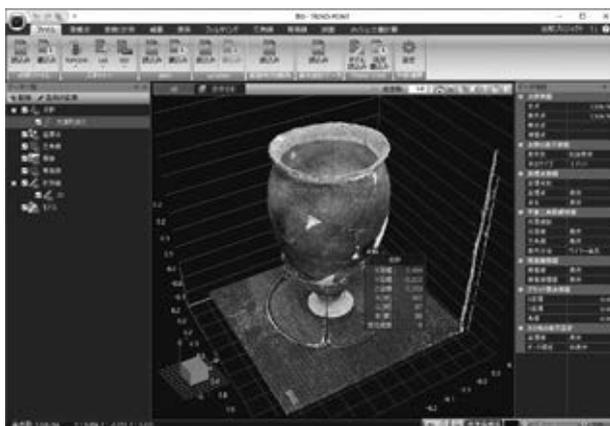


【業務の流れ】

- ① 撮影(ドローン)
- ② 点群作成ソフト (PhotoScan 等)
- ③ 点群処理ソフト (TRENDPOINT 等)
- ④ CADソフト (TRENDONE 等)

上記のとおりドローン以外にも特殊なソフトが必要です。(分かりやすく商品名を上げておりますが、他社製を否定する意図ではありません。)

【点群とは】



TRENDPOINTに取り入れたもの

通常の写真のように見えますが、通常皆さんが取り扱われている座標点(X、Y、Z)の集まりとってください。少々違うのが、この画像で1,506,764点とたくさん使っており、一点一点、色情報であるR(赤)、G(緑)、B(青)の強さデータも持っているところです。上記画像は通常のデジカメを使用した例ですが、動画をYouTubeにアップしております。スマホにQRコード読取ソフトを入れている方はご覧ください。



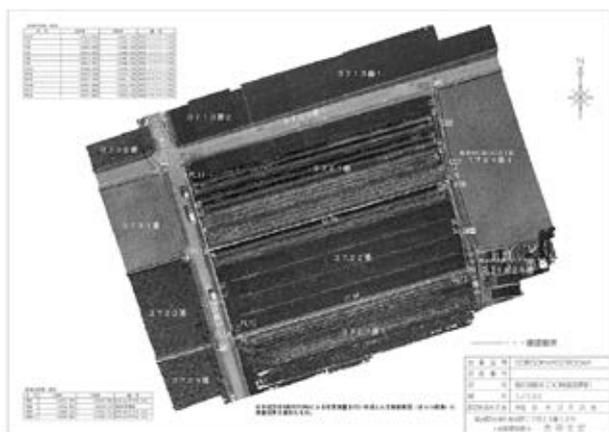
無料のコード作成ソフトを利用しております。広告にご注意いただき、「ブラウザで表示」をクリック。
※ソフトによって操作が異なる場合があります。

【事例①】

(基本；オルソ画像に地籍データ配置)

ドローンの高度を上げ、調査区域を一枚の写真に収めればよさそうなものですが、中心はある程度正確なもの、端に行けば歪が発生しており正確に重ねることができません。よって、3次元の点群をそのまま真下に投射して作成したオルソ画像(正射投影図)を利用します。

実際は前出の点群処理ソフトとCADを同時に立ち上げればCADにオルソ画像を自動配置させることができます。



これは、立会后、実際に役場に収めた図面です。全体的に歪がないので地籍データとの重ね図作成等に適しています。

ついでに国土院のデータを合わせた動画も収めました。線が細いのでスマホを横向きにしてフルサイズでご覧ください。

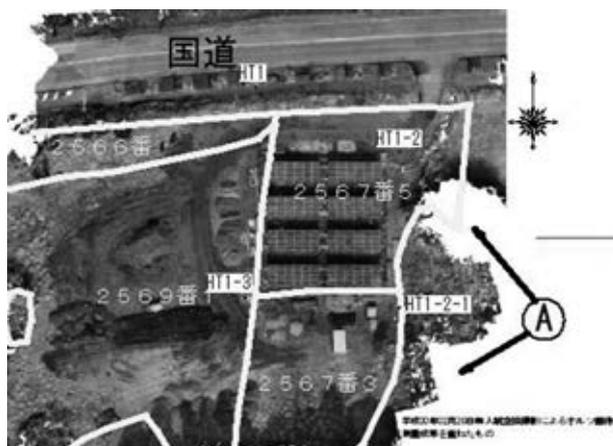


【事例②】

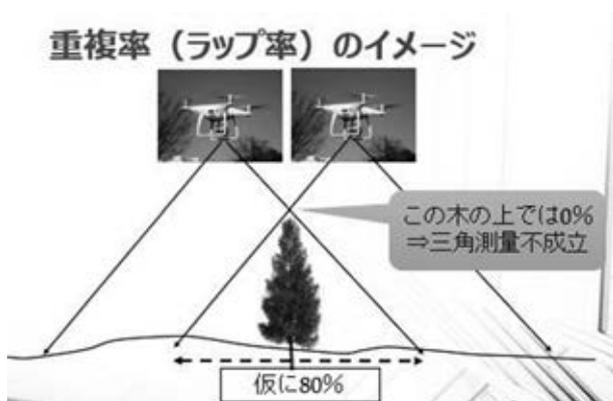
(オルソ画像で測量計画)

地籍調査からの年数経過により当時と現況が大きく変わってしまい測量計画が困難である場合にもまずは写真測量を行います。最適な機械点配置、笹、雑草の最短伐採計画を立てています。

これは関係地権者への事前説明にも使用しており、立会いがスムーズにいくようになりました。



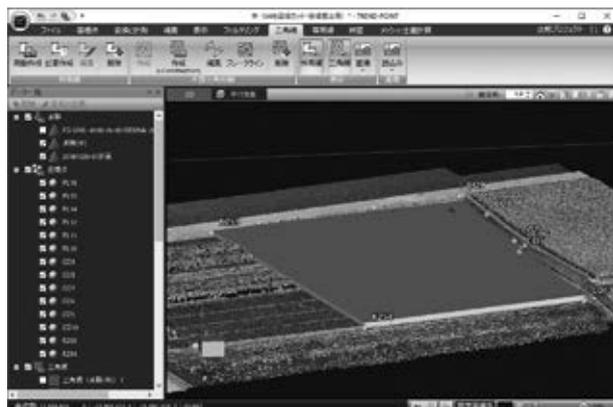
なお、オルソ画像の竹林であるA部分が抜けておりますが、背が高いため写真の重複率が悪くなったことが考えられます。測量的には重要な部分ではありませんが、綺麗な成果物を求める場合は高度を分けて撮影する等の工夫が必要です。



【事例③】

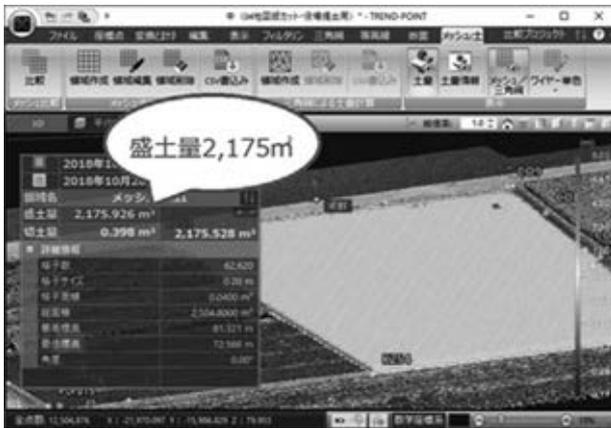
(複合業務；立体分筆提案図)

事例①の現場は分筆し造成(盛土)する計画です。点群処理ソフト内で計画図面(LandXMLファイル)



を重ね、お客様の目の前で動かしながらご説明しております。

なお、この計画面と点群の差を利用して必要土量(盛土、切土)を計算することもできます。



登記業務とは直接関係ありませんが、開発関係の業務もされている場合など、複合的な提案はいかがでしょうか。(土量計算書Excelも作成可能です。)



事例③の作業の流れをまとめました。

【事例④／公嘱事件】

(地目変更登記添付書類に使用した例)

町(教育委員会)が小学校に隣接する畑を購入し学童教育(栽培学習)に使用することになり、また、接続する長狭物をその専用通路として利用することになりました。学校用地で地目変更と表題登記をしなければなりません、畑はそのまま使いますし、長狭物もそのための専用通路であることを示さなければなりません。

平地からの写真では学校と申請地の利用関係が説明不可能と考え、これもオルソ画像への重ね図を作成し申請手続を速やかに終わらせることができました。

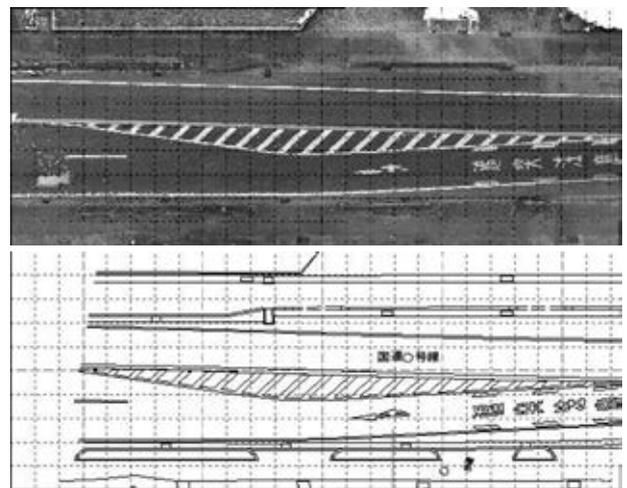


なお、小さくて見えにくいのですが、地番名の頭にPAと付けているのは熊本地震前の測量成果をPatchJGDで変換後重ねたためです。

【事例⑤／関連業務】

(点群からの図化)

点群処理ソフトとCADを同時に立ち上げてCADにオルソ画像を配置。点群又はオルソ画像をなぞるだけで高さ(Z)情報を持った平面現況図を描くことができます。



【事例⑥／関連業務】

(断面図作成)

本来、筆界の確認や分筆手続き等が私どもの業務ですが、場合によっては断面図も頼まれることがあります。開発等を受けていらっしゃる事務所様は頻繁に書かれていると思います。

現場の状況によっては点群からの断面図作成はいかがでしょうか。

方法は2通りあります。

- A. 点群が持っているXYZ情報をそのまま利用する方法
- B. 事例⑤のトレース後に作図する方法

動画でご説明します。



A



B

【写真測量の面白いところ】

事例の②、⑤は国道の点群を取っていますが、相当、車両通行量が多かったところです。しかし、車が一台も写っていませんよね。写真測量は複数の写真で確認できる不動の地点を計算しているからです。

よって、一枚一枚の写真に自動車は何台写っていても、停まっている車は残り、走っている車は残らないのです。事例①の地主さん、依頼主、私の自動車は停めていたので左側に残っています。

【写真測量以外の点群作成】

代表的なのがレーザースキャナーです。光波のノンプリミたいな機能ですが、写真も同時に撮り点群の色付けに使います。カメラ部分が縦に高速回転しながら大量の点を観測し、横方向に回っていきます(前後を同時に観測できるので180°で終了。)

写真測量によるものよりも精度が良いといわれていますが、走行自動車等も直接捉えるのでノイズが残ります。また、ドローンのような俯瞰的点群を作るのには向いていません。全体的にはドローンを使用し、道路構造物等精度を高めたい箇所向けにレーザースキャナーを併用するのがベストですが、私は農地等での業務が多いので高価な機器に踏み込んでいません。

ドローンにレーザースキャナーを載せられますが、有人飛行機では実績があるもののドローンではどうでしょうか。

【写真測量はだれの業務か】

ある業務が測量業の適用があるのか否かが、我々と測量士さんで議論になるケースがありますが、業務の流れ①、②は事実上、両者以外のまったくの一般人に渡り始めています。私の周りでも複数います。平成30年10月26日日本経済新聞九州版において九州電力さんがドローンを使用した3D画像作成の取扱いを始める旨の記事を掲載されています。

【我々にこの写真測量は必要なのか】

冒頭のとおり、直接筆界を観測するのには向いておりません。やらないならやらなくても結構。

しかし、『業務の見える化』は関係者への説得力があり、開始以来今のところ、境界立会いの不成立がありません。年齢的に、仮測量(現況測量)が楽になりました。

【今からの開始は手遅れか】

業務の流れ①、②はたくさんの一般人が始めた旨お伝えしましたが、手を付けられてない内容があります。

☆平面直角座標系での点群処理

→ドローンのデータは緯度経度

☆精度を高め、確認する対空標識の設置

☆昨年、重複率(進行方向であれば90%から80%へ)が緩和されましたが、条件である実施重複率の証明

【取込中の技術】

「GIS」成果物を載せる練習中です。

「ドローン PHANTOM 4 RTK」RTK(ネットワーク型可)で正確な写真位置を記録するというタイプ発売。対空標識の設置が減らせる可能性。土地家屋調査士向けと言えるかもしれません。導入して実務的検証と活用方法検討中です。

【最後に】

UAV写真測量は昨年初めころ、測量に関係していない同級生から絶対に必要になるからと断っても断っても勧められたのがきっかけです。最初は通常の平面図に持っていくことばかり考えその利用に苦しみましたが、逆に平面で作成していたものを3次元化すると面白いことが分かりました。この技術をどう利用するかという部分は誰に教えてもらったわけではありません。筆界特定の期日に利用するとどうだろうとか、まだまだ無限にあると思います。是非、皆さんのアイデアをお待ちしております。

最後になりましたが、平成28年熊本地震の際は全国の皆様に応援していただきました。この場を借りて御礼申し上げます。勧めてくれた友人も被災した熊本城天守閣屋根の寸法調査にドローンを使っていたのを見たからのようです。

〈おわり〉

役立つ新しい業務ツール使用記 「調査士カルテ Map」を利用して

平成29年12月20日に土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の運用を開始しました。そのシステムの構築等に携わってきた日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部から、同システムの利便性などについて、3回にわたり掲載いたします。

なお、同システムの詳細については、日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト「会員の広場」からアクセスをお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会 制度対策本部

調査士カルテ Map を利用して 1 年

宮崎会 児玉勝平
(日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部長)

1 隣接者を探す必須のツールに満足

蜻蛉を追う幼い頃の思い出ある地が昭和40年、50年代に商業、住宅地として開発され、言うまでもないが昨今、その街や住宅は老朽化を迎えつつある。今回、そうした地の調査計測を受託し、その筆界確認は20数箇所も必要となる。

まずは相隣関係を確かめるべく挨拶を兼ねて訪ね歩くと、やはり数件の空き家に出くわす。お隣、近所から空き家事情を伺うが、亡くなられた以後の連絡先は不詳とのこと。加えて往時の乱開発気味の宅地分譲に散見される私道の所有権名義人は、宅地分譲時の売主名義のまま放置され、どなたも面識どころか名前も覚えていないようで、歳月を経る中、住人も入れ替わり、さもありなん。

このように最近の業務は、関係者に連絡が取れないいわゆる「所有者不明」の状況が必ず付き纏い、「人探し」に多くの手間を割かざるを得なく、苦勞している。

近所の聞き込みでも電話帳でも隣接者が不明。こうなると最後の探索手段は住民票等を役所で調べるしかないが、かなり躊躇する。住民票を勝手に入手したことを咎められないかと。正当なことと思いつつも、現に役所から断られたこともあり、やはり一歩踏み出せない。

こうした「人探し」事情に救いの手を差し出してく

れたのが、「調査士カルテ Map」である。この新たなツールを平成29年暮れから利用し始め1年が過ぎる。正式名は「土地家屋調査士調査情報保全管理システム」のため、業務書類などの保全だけと思われがちだが、このシステム、強力な「人探し」の機能があり、すこぶる気持ちいい。

これまで、紙の住宅地図で調査地周辺、住所地付近の「表札名」を確かめてきたが、それ以外の区域を探索となると地図を一枚一枚めくりながら調べる悠長さを持ち合わせてないので窮していた。しかし、この「調査士カルテ Map」の「表札」検索機能は「表札名」検索の困苦を一変させてくれた。姓名の検索が地域に制限されず、一瞬に探し出してきてくれる。それも全国を対象に可能だ。

例えば、私の名字を全国で検索すると24,778件

と表示された。再度、宮崎県に絞ると2,482件が抽出される。この抽出データの行を選択(クリック)すると、選択した表札名の位置が直ちに地図上で表示される仕掛けとなっている。ページをめくることもなく、小気味が良い。

前述の筆界確認業務においても登記住所と異なる名義人を「表札」検索で見つけることができ、相続登記未了の場合も近隣の同姓を探索することから被相続人の縁者に辿り着き、業務を無事に済ませることができた。隣接者の登記住所が他県の住所地であっても、「調査士カルテ Map」の地図から居住の有無を確かめられる。この機能を利用したら、紙の地図にはもう戻れない。

2 住宅地図で管理する事件簿

他にも気に入った用途は、受託業務の土地、建物を地図上に表示する機能だ。これまでの事件簿は地図と結び付いておらず、具体的な所在位置は直ちに思い出せない。受託年が古い依頼者名、所在地を告げられても全く思い浮かべられない業務歴なので、業務を地図で管理したくなるのは自明のことだ。

つまり、地図から受託事件を探し出せるので、依頼者への対応も捗り、新たな受託業務調査においても近隣の過去業務との関連も取りやすくなると期待している。

この表示機能は業務に役立つだけでなく、別な楽しみとして地図から事件簿を眺められるので悦に入ってしまう。地図上に受託事件が赤丸で表示されている画面を見ていると、あれこれと想いに耽って

しまうのである。時には、陣取りゲームの盤面のように見えたり、苦労を思い起こされたりと、眺めているだけでも飽きない。赤丸のない区域で仕事の依頼があったらと期待を抱いてしまい、業務の励みにもつながる気がする。

3 所有者不明、空き地、空き家の連絡先を活かす

「人探し」が生業の一部ともなり、その探索結果はかなりの数を積んでいる。この探索情報をいっそのこと「調査士カルテ Map」にまとめれば、近時の社会問題の解決に寄与できるのではないかと思い、その登録の準備を始めている。

所有者不明なのか、そうでないのか。所有者又は管理者に連絡がにつながるか否かでこの問題の行方は異なる。この問題に取り組む方々が苦労しているのは、連絡が可能なかの確認作業である。

お気付きのとおり、関係者への連絡作業を我々は日々の業務で既に終え、かなりの実績を持っているはずだが、自らの業務が納まるとその情報は眠ったままとなる。

その連絡が取れたのか、取れなかったのかの結果や管理者への連絡先を所持しているかの有無だけでも登録できると、地図上で事件の赤印のように表示が可能となる。会員が登録し、その情報の登録有無を土地家屋調査士会が役所からの問合せに応じる。そのことで所有者不明土地問題等に取り組む一員として土地家屋調査士会は大きな評価を受けるのではないか。

私自身も一会員として是非とも参加したい。というのも実は、業務受託の折に依頼者にある説明をしている。それは、調査不動産の経緯や事情を依頼者が後に託したい方に届けるとの約束である。そのため、託される方の連絡先などを記録している。今後、団塊の世代からの引継ぎの際、不動産の相続登記や管理に支障が案じられており、万が一、所有者不明に至ればその連絡先記録の有無は役立つと思う。

この問題に取り組みたい会員も多いだろう。共に「調査士カルテ Map」を活用していただけたらと期待する。なにせ一人だけでは社会的な力になり得ない。

最後にもう一つ、スマートフォン、タブレット端末でこの「調査士カルテ Map」の全ての機能を現場で使えるのが頼もしい。多くの会員が参加されることを望む。



愛しき

我が会、我が地元

Vol. 58

旭川会

『旭川土地家屋調査士会PR活動』

旭川土地家屋調査士会 副会長 梅野 新

旭川土地家屋調査士会は全国でも1、2の少数人数で活動している土地家屋調査士会であり、現在58名1法人で北海道の約4分の1の面積をカバーしております。

それゆえに、広報活動にはいつも苦慮しており、何が一番効果的な広報活動であるのかを模索しながら行っております。

近年では会員数が減少傾向にあり、このまま行けば旭川土地家屋調査士会は10年後に40数名になるのではないかとこの心配をいつも抱えており、「土地家屋調査士」という士業をもっと世間に多く広め、知っていただくことが課題になってくるものと思っております。

そのような中で本年度初めての試みとして、いつも我々の法学研修で講師としてお世話になっております札幌の北星学園大学の足立清人教授から大学において学生を対象に「民法と土地家屋調査士との関係」をテーマに講演をしていただけないかとの有り難いお誘いがあり、当会会員の土村修一郎業務部長と山田篤理事が開催の約1か月前から大学生の皆さんと打合せを行わせていただき、当日の講演会に至りました。

「土地家屋調査士」と言っても「資格自体を知らない」方や「名前は聞いたことがあるが何をやるのか分からない」という方が大半であったらと思います。

学生の皆さんは開催の2か月前から土地家屋調査士について情報収集をして、理解を深めていただい

たようです。

講演会当日、測量機器一式を持参し土地家屋調査士の業務内容から実際の登記手続、土地・建物取引の具体的な説明、トータルステーションの実演を講演会で行っていただきました。貴重な場を設けていただきました足立教授には本当に感謝しております。

このような機会が増えることによって士業としての認知度が向上し、受講した学生の中から、将来は土地家屋調査士を目指す人も出てくることを期待しております。

広報活動といっても色々な手段がありますが、一度だけではなく継続して若い人たちに我々の士業を知っていただくことも、会員少人数の旭川会が安定して会の運営を進めていける大変期待の持てる広報手段であると感じた次第です。

また、旭川青調会では「土地家屋調査士試験応援会」を開催し、土地家屋調査士を目指す方々の相談を受けています。土地家屋調査士という資格に少しでも魅力を感じていただけるような地道な活動を今後も続けていきたいと思っております。





未来の仲間を応援したい！

土地家屋調査士試験応援会

主催：旭川青調会（旭川土地家屋調査士会の若手会員で組織されています）

参加費無料です



広報キャラクター「地蔵くん」

私たち旭川青調会では、土地家屋調査士を目指している方を対象にした、応援会を開催いたします。もちろん、この士業に関して興味のある方も大歓迎です。みなさんが持つ受験に対する不安は、私たちも同様に感じてきました。仕事と勉強の両立にはストレスとプレッシャーがかかります。身近に受験生も居ないので相談したくても出来ない。旭川管轄の受験生の悩みです。応援会ですが、相談会。一方通行ではなく、お互いにお話しが出来ればいいなと考えています。土地家屋調査士に魅力を感じ、資格取得を目指すみなさんは、未来の仲間です！！是非、ご参加ください。

開催日：平成29年1月21日（土曜日）
 時間：午後3時から午後5時
 会場：旭川土地家屋調査士会館
 住所：旭川市二条通十七丁目465番地1
 電話：0166-22-5530

参加のお申し込みはメールかFAXで。
 土地家屋調査士 山田篤（やまだあつし）までお願いします。

Email：Yamada@a-cho295.com
 （メールの際、FAX欄の項目を記載して下さい）



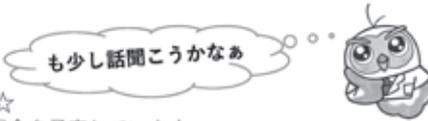
FAX：0164-56-1697

住所

氏名

連絡先

懇親会に参加 する・しない



☆懇親会☆

終了後に懇親会を予定しています。
 会費は3000円程度です。参加する・しないをご回答下さい。



栃木会

『土地家屋調査士会のPR活動・社会貢献活動』

栃木県土地家屋調査士会 池田 務

栃木県土地家屋調査士会広報部長の池田務です。広報部長として二年目になります。一年目では前任の前広報部長が行ってきたことを確認しながら実行するのが精一杯でした。二年目になり新しいことをと思いつつ現在に至り、今後の栃木会での広報活動の参考にしていただこうと広報誌「土地家屋調査士」の「愛しき我が会、我が地元」を拝読させていただきました。遂に栃木会にも依頼があり、私が寄稿することになりましたので、栃木会での広報活動を紹介させていただきます。

外部PR活動としましては、新聞に年始の年賀広告掲載をしています。また、宇都宮マラソン大会に栃木県土地家屋調査士会で団体登録をし、栃木県土地家屋調査士会の名入りTシャツを着て参加しています。宇都宮マラソンに限らず、栃木会のマラソン愛好者が各地でPR中です。

外部PRも兼ねている事業を紹介いたします。

業務部所管で、主に官公庁の境界確認等を担当する課の職員との境界問題連絡協議会を毎年2部構成で行っています。本年で6回目になります。例年第1部では講師を招いての基調講演、第2部では法務局職員、自治体の職員等にパネルディスカッションを行い様々な問題に対する意見交換も行われており、官公庁に対して土地家屋調査士業のPRになっています。

続きまして、研修部所管の公開講座です。栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協賛にて毎年実施しています。官公庁、他士会、一般の方にもパンフレットを配布して多くの方に来場していただいています。平成31年に行われる公開講座では500人規模が入場できる会場で行います。こちらは2部構成で昨今話題になっています所有者不明土地問題等を取り上げて、外部講師による基調講演、パネルディスカッションを行います。去年は多くの方から

反響をいただき土地家屋調査士制度の大きなPRになりました。

社会貢献活動としては、7月31日土地家屋調査士の日無料相談会を各支部におきまして毎年開催しています。また例年11月3日前後には行政書士会、司法書士会、土地家屋調査士会の三士会合同による相談会を栃木県内の県北、県央、県南の三会場においてラジオ、新聞広告で宣伝活動を行い、多くの相談者が訪れています。また、工業高校への出前授業を年一回行っています。2時限の枠を頂き、座学と校庭や体育館での簡単な逆打ち作業を生徒に体験してもらっています。平成29年度はドローンを飛ばしての写真撮影も行いました。出前授業では最初にアンケートをとっています。高校生が現役で測量士補を受験し例年数名の合格者を出している高校です

が、土地家屋調査士を知らない生徒が圧倒的に多いことと将来仕事での独立開業を目標にしている生徒があまりいないことに驚きました。土地家屋調査士試験の受験生も例年減少していることから、土地家屋調査士制度を知ってもらうためにも生徒数は少ないかもしれませんが出前授業をもっと多くの学校に出向いていきたいと感じています。

最後に内部広報ですが、年1回発行の会報とちぎ、福利厚生と会員同士の親交を深めるためのハイキング、栃木会主催のゴルフコンペなどを行っています。

以上が栃木会におけるPR活動・社会貢献活動の主な内容になります。今後はもっと多くの方々に土地家屋調査士を知っていただきますよう、また魅力ある職業として土地家屋調査士を目指す人が増えるよう努力していきたいと思えます。



平成29年度 宇都宮マラソン



平成29年度 境界問題連絡協議会



平成29年度 出前授業



平成29年度 ゴルフコンペ

四国・中国ブロック合同研修会報告

今回で4回目となる合同研修会が、香川県高松市で9月14日、15日の両日に開催されました。前回は岡山県で行われ、九州ブロックからも研修会報告がありました。ほぼ2年ごとに行われていますが、開催地と研修会講師が同じ会というものでもありません。今回の講師は四国ブロックからは徳島会、中国ブロックからは山口会でした。研修会で発表されるテーマは特に決まっておらず、業務に関すること、広報に関すること、境界問題相談センターに関すること等様々です。

大久保会長(香川会)の開催の挨拶、岡田連合会長の挨拶(聴講者として参加されたそうですが、挨拶をお願いしました)、四国・中国の各会長の挨拶の後、講演が始まりました。

1日目

I「公共用地境界確認について」

…講師 徳島会社会事業部長 西岡哲也氏

II「徳島県における旧地籍地図(一步一間図)について」

…講師 徳島会研修部長 小原利夫氏

2日目

III「財産管理人支援センターについて」

…講師 山口会会長 杉山浩志氏

財産管理人支援センター運営委員長 瀬口潤二氏

以下、講演内容について報告します。

I 「公共用地境界確認について」

今回の講演内容は、我々の業務の中でも大きなウエイトを占めるものです。西岡氏は、事前に四国・中国ブロックの各会へのアンケートを行い、その回答をグラフ、一覧表等にした資料(市、町ごとに作成されています)を基に講演をされました。恐らく、本資料の作成にはかなりの労力を費やされたと思います。その内容は、①「官庁の立会、確定書の作成について」、②「境界確定協議の申請人について」、③「隣接地の立会いについて」、④「対側地の立会いについて」、の4つのテーマに分けられ、各テーマの中で更に細分化がされており、最後に⑤「境界確認における資料で、登記所備付資料以外で重要視されている資料について」の回答が添付されています。

この内、③、④、⑤への幾つかの回答例を紹介します。

③への回答例

- ・承諾書の中に、共有等の場合は、「他の共有者などから異議が出たときは、責任をとる」旨を記載する
- ・隣接同意は持分の過半数以上が必要
- ・隣接者は立会調書、承諾書等に署名のみ(押印不要)

④への回答例(法定外公共物の場合)

- ・同意書に署名のみ必要
- ・市、町、村等で差がある
- ・対側地は立会后、承諾の署名のみ
- ・対側地、隣接地所有者は署名のみの対応、ただし法人の場合でゴム印等での記名をする場合には法人の認印が必要
- ・承諾書に署名押印が必要

④への回答例(認定道路の場合)

- ・対側地の立会いは原則不要
- ・4 m以上の幅員がある場合は不要
- ・2 m以上の幅員がある場合は不要
- ・土地区画整理区域内の換地の場合は不要
- ・町道、市道の場合は不要

⑤への回答例

- ・航空写真
- ・戦災復興換地図
- ・市備付け旧図、申告図
- ・一分一間図、旧地籍図
- ・改良区保管地図
- ・圃場整備成果データ
- ・畝順帳

最後に、今回のテーマを通しての意見(アンケート回答)の一部を紹介します。

- ・公共用地、民有地のいずれの境界確認においても、立会だけでなく境界確定の事実を明示するために、書証として残すことが重要である。
- ・対側地の立会い(署名、押印等)を求めるのは、隣接土地所有者が自身の土地境界の確認を求める行為と同じであり、おかしい。

当然ではありますが、各官庁で対応に差異があること、境界協議手続に対して同じ意見・同じ疑問があることを感じた講演でした。注)西岡さんは、懇親会でも活躍されました。

II 「徳島県における旧地籍地図(一步一間図)について」

講演の始まりに当たり、小原さんから、先程の西岡さんの講演を引き継ぐように、徳島県における官有地、専ら法定外公共用財産との境界確定の実情報告がありました。

今回、徳島における「一步一間図」についての講演をすることとなったきっかけは、「お宝発見」だったようです。徳島会の会員さんが、旧家の土蔵取壊しによる、建物滅失登記の現場で、みかん箱大の桐の箱を発見したことから話は始まりました。その中から一村全図(1枚)、字図(37枚)、地券(約100枚)が出てきたとのこと。皆さんもご存じの大唐先生に見てもらい、調査を開始したそうです。今回は、このお宝に関する報告でした。

配布された資料と、スクリーンに映された図面による講演が始まりました。徳島県の変遷から始まり、地租改正、地籍編纂、地租条例等の説明に移り、時系列で当時の内務省達、太政官布告、徳島県達等を読み解き今回のお宝に迫ろうというものでした。縮尺、方位、形状、使用の印象での、本図(お宝)と市役所保管の図、法務局の和紙公図を比較し、さらに、明治25年8月3日、徳島県達乙第119号「地籍編纂心得書」に記載された条項を基に、前記3つの図面との比較をし、本図が地籍編纂事業における地籍図の原図であろうとの結果を導いたものでした。本図面には南北方向に薄く鉛筆で描かれた罫線が見られること、謄写された時に出来たであろう針孔が確認されたことも原図であろうと推測できる根拠ですとの説明がありました。小原さん、興味深い報告をありがとうございました。

III 「財産管理人支援センターについて」

講演の前半では表題の、財産管理人支援センター(以下「センター」と略します。)についての説明が、杉山さん(山口会会長)からありました。不在財産管理人、相続財産管理人という言葉を目にしたことはありましたが、財産管理と土地家屋調査士(会)の関わりについての講演でした。正直、土地家屋調査士が財産管理という部門で関われるとすれば、境界

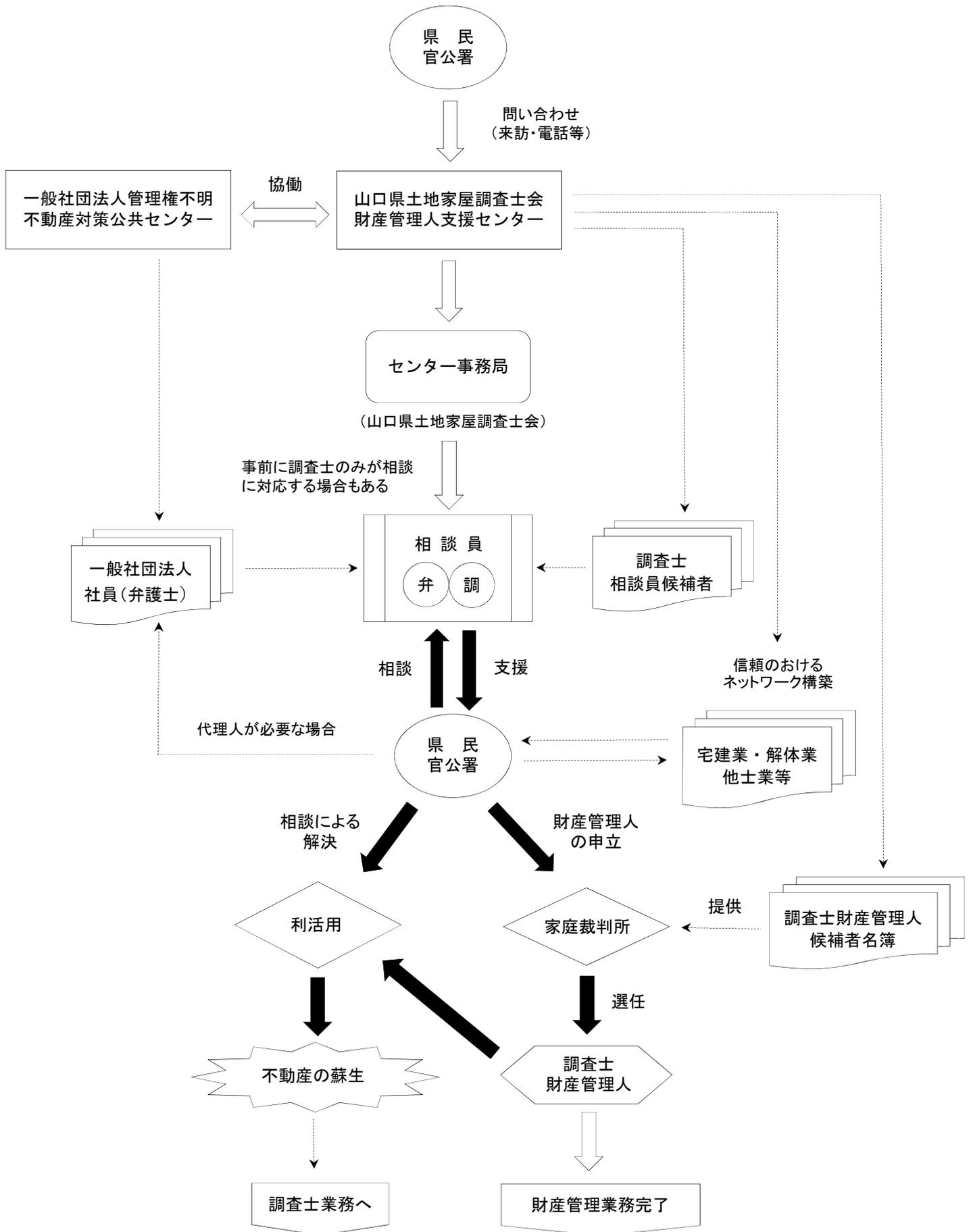
管理くらいのものでと考えていました。講演の内容は当方が思っていたものとは違っており、全く新しい取組を目指したものでした。センターの設立経緯、手続の流れ(添付フローチャートによる)、センターが目指すところ等の説明がありました。設立の目的は、「土地等の所有者が、従来の住所又は居所を去り、財産の管理人を置かなかったときや、休眠法人等による事象に対し、利害関係人がする裁判所への財産管理人の選任を請求する手続の支援や、財産管理人となるべき人材育成を行い、不在土地所有者や休眠法人等の財産管理人制度の円滑な運用に寄与すること」です。土地家屋調査士業務での境界確認作業にも関わる内容です。センターの立ち上げ、関係団体との調整等の苦労話、何より全く新しい試みであることの苦労話を交えながらの講演でした。

後半は、センターが社会へ及ぼす影響について、センター運営委員長の瀬口さんの講演でした。配布された資料には、財産管理人支援センター構想の契機、財産管理人の選任手続を弁護士にお願いした実例、センターの設立経緯等が紹介されており、設立までの経緯を見れば大変さがうかがえます。他方では、一般社団法人管理権不明不動産対策公共センター(弁護士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等専門家有志による)の設立紹介がありました。杉山さん、瀬口さん、ありがとうございました。

最後に、懇親会の様子も掲載します。※バンド名はキューズ(旧図)で、皆、香川会の会員で、皆、父親も土地家屋調査士です。歌手は1日目の講師の西岡さんで、「調査士の歌」を熱唱していただきました。

広報員 久保利司(香川会)





山口県土地家屋調査士会「財産管理人支援センター」 フローチャート

土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「ちしき地識くん」

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を13回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識の更なるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

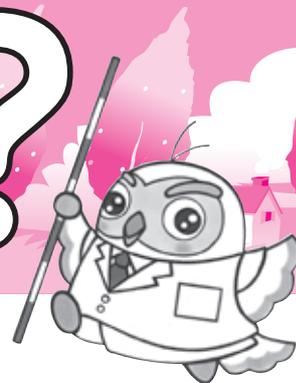
5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、間もなく70周年を迎える制度の歴史の中で大きな転換期にあります。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは?



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第14回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法：毛利透講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：久保英幸講師／弁護士

民法：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

筆界確定訴訟の実務：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第14回特別研修の日程

1 基礎研修：2019年7月19日（金）から21日（日）

2 グループ研修：2019年7月22日（月）から8月22日（木）

3 集合研修：2019年8月23日（金）、24日（土）

4 総合講義：2019年8月25日（日）

5 考査：2019年9月7日（土）



特別研修の受講体験者の声



特別研修は得るものが多い有意義な研修です。

千葉会 福田淳会員（第13回特別研修受講・平成29年度）

研修は基礎研修に始まり、グループ研修、その後、集合研修及び総合講義、考査となっています。期間として、約2か月の土日はこの研修に、平日の夜も考査対策の勉強に費やすこととなり、登録後すぐに受講して正解だと思いました。

受講する前は、まだ登録したばかりで知人がいなかったため、グループ研修が少し憂鬱でしたが、実際にやってみると非常に面白く、申立書や答弁書の作成、土地家屋調査士の倫理について話し合い、様々な意見や見解があり討論を重ね、基礎研修時に自分が疑問に思っていたことが理解できたことと、同業の人達との討論は、今後業務を行う上で非常に良い勉強になりました。

集合研修・総合講義では、弁護士の先生とグループ研修の課題について意見の発表や討論を行いますが、自分のグループ内では思い付きもしなかった他グループの発表があったり、弁護士の先生ご自身の意見があってもそれはあえて言わず、相手の考えを聞きだす手法等が伺えたりと有意義な研修でした。

考査では、過去問を解くまで甘く考えていたため、平日の夜に慌てて勉強しました。憲法の知識や民事訴訟法等になじみがなかったので苦戦しましたが、考査後にグループ研修の仲間と飲みに行き、答え合わせをしたら安心しました。

特別研修は甘く考えず、連合会ウェブサイトの特別研修のページに掲載の過去問の確認や、必読図書を早めに購入し、もっと事前に勉強していたら慌てずに済んだと思います。境界に関わる民事紛争の早期解決のための知識として、ADRの知識は不可欠であり、何よりグループ研修を通して討論を重ねた仲間との絆は今でも飲みに行くほどの仲間となり、今後業務を行う上でも、非常に有意義な研修であったと思います。

スキルアップ

岩手会 廣田利彦会員（第13回特別研修受講・平成29年度）

私がADR認定土地家屋調査士という言葉を知ったのは、土地家屋調査士の受験勉強をしている時でした。とは言っても「民間紛争解決手続代理関係業務？という業務？」、正直分からずにいました。土地家屋調査士登録の際、特別研修の説明を受け、先輩の方々は既に受講されていることを知りました。私も新しい知識を習得できるチャンスと思い受講を希望しました。

第13回土地家屋調査士特別研修の実施についての実施要領が届き、基礎研修、グループ研修、集合研修・総合講義、考査と約47時間以上の研修時間の多さに驚き、特別研修の知識の深さを感じました。

基礎研修で学習した民事訴訟法は私にとって初めての勉強であったにもかかわらず、非常に分かりやすい講義で楽しく習得できました。グループ研修、集合研修では申立書・答弁書の起案及び倫理に関する設問に取り組み、皆さんのいろいろな意見・考え方、弁護士の先生からの解説を聴くことができ、私には考え付くことができない見解を学びました。私にとってグループ研修、集合研修は自己のスキルアップの大切な研修となりました。総合講義での倫理については、土地家屋調査士倫理規程を熟読し、再度、土地家屋調査士の業務の適正さについても学び考えさせられました。

今回、特別研修を受講して一般業務においても役に立つ知識や倫理意識を得ることができ、自己のスキルアップを感じることができました。今回学んだことを、これからの新たな土地家屋調査士制度の一員として業務に活かしていければと思います。特別研修を受講して得るものは大きかったです。

土地家屋調査士新人研修修了者

平成30年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は次のとおりです。

関東ブロック協議会(136名)

東京会(40名)

村松 春茂	百田 徹	金子 英之
岡田 光市	山田 泰行	白水 健介
黒澤 貴一	小野里勇二	弦間 翔也
滝澤 太朗	本間 寛之	野島 良太
津和崎淳二	佐々木 宏	竹下 是央
宮坂 達	赤坂 卓	奥山 慧人
川又 由光	熊谷 健太	鶴戸西貴博
圓藤 拓郎	小林 良和	通次 妙美
名塚 慎哉	徳久 綾乃	佐伯 裕介
成田 和教	井上 直登	星川 雅俊
大島 卓	植草 宣弘	金津 貴博
山田 篤	松永 聖矢	渡邊 貞雄
持丸 康和	小松 智治	内藤 剛志
高橋 雅哉		

神奈川会(25名)

高橋 正之	山下 勉	岡田 豊太
後藤 敬	山口 政之	保坂 寿弥
高橋 祐矢	吉田 正寛	山本 竜
石川公太郎	小嶋 博文	原田 徹
田中 学海	比留川綾一	黒田 哲也
佐藤 弘康	秦泉寺智峰	浦野 哲也
松橋 卓也	柏木 恭裕	櫻井 晴芳
岩橋 良明	黒田 昌克	吉原 有規
矢野 太郎		

埼玉会(17名)

若野 滋男	鳴原 準二	林 資祐
山村 直己	藤井 教之	竹村 嘉洋
山口 剛	山本 傑	小林 征行
酒井みどり	松本 祐之	馬場 清彦
古賀 毅	八鍬 朋史	小川 泰雅
西澤 孝哲	原島 孝幸	

千葉会(11名)

安 隆一郎	橋山 敦	山田 雅男
石田 善一	福田 淳	杉野 大輔
石島 圭一	玉井 翔	畠山 正斗
吉田 隆祐	永井美智子	

茨城会(5名)

田中 慎一	塚本 圭悟	飯野 善規
加藤 克明	矢崎 俊雄	

栃木会(3名)

清水 理	下山 知昭	塚田 悠
------	-------	------

群馬会(9名)

栗原 太	柳澤 利夫	川島 学
安原 貴	小茂田勝大	石川 太一
平山 貴祥	小野里 篤	眞隅田安弘

静岡会(16名)

鈴木 努	鈴木 公子	塩谷 安朗
蒔田 理督	平林 彰	石井 裕樹
小野 英則	鈴木 康佑	勝谷 透
本田 雅一	渡邊 正樹	岩渕 弘典
瀬戸 英幸	田邊 博英	西村 哲
宮川 大		

山梨会(4名)

出羽 正樹	清水 数章	眞壁 良徳
名取 拓哉		

長野会(3名)

宮下 寛	黒川 義敬	天野 貴信
------	-------	-------

新潟会(3名)

伊藤 達郎	川崎 浩	曾根 亮
-------	------	------

(順不同・敬称略)
計136名

日調連各部紹介

「毎日、毎日、がんばっています！」

日本土地家屋調査士会連合会 総務部



担当副会長 加賀谷朋彦(栃木会)
部長 佐藤彰宣(札幌会)
次長 小嶋眞介(愛知会)
理事 大竹正晃(神奈川会)
事務局職員 北村和也、市川友貴代

「総務」と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか？「何でも屋」、「雑用係」等、総務部は、数ある部署の中でも目的や意義が見えにくい事業部かもしれません。

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第5条には、総務部の業務として次のように規定されており、それに基づき業務に取り組んでいます。

- (1) 調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
- (2) 土地家屋調査士制度の改善に関する事項
- (3) 調査士及び調査士法人の登録に関する事項
- (4) 認証局の運営及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
- (5) 調査士会の綱紀委員会に関する事項
- (6) 調査士会の紛議の調停に関する事項
- (7) 情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- (8) ブロック協議会に関する事項
- (9) 諸規程の整備に関する事項
- (10) 事務処理の効率化に関する事項
- (11) その他他の部の所掌に属さない事項

具体的な活動をいくつか紹介いたします。まず、土

地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項ですが、土地家屋調査士会からの照会・問合せ等に対応し、連合会に直接寄せられる会員の個別具体的な業務に関する問合せについては、当該会員が所属する土地家屋調査士会において公正かつ適切な措置が講じられるよう連携を図ることを通じて、土地家屋調査士会の自律機能の強化を支援しています。

なお、今年度は、主に綱紀案件の対応を主とした土地家屋調査士会総務担当者会を開催しました。

情報公開については、懲戒処分情報や職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの掲載を行っています。

その他、オンライン登記申請をするのに必要な「土地家屋調査士電子証明書」の発行に係る事務も総務部で担当しています。来年度は有効期限切れを迎える電子証明書が大量に発生する年となっていることから、その準備も進めているところです。

その他、定時総会や全国会長会議といった会議の運営も総務部で担当しています。

これからも、総務部は連合会の事業を支えてまいりますので、よろしくお願いいたします。



「地味ですが、大切なんです！！」

日本土地家屋調査士会連合会 財務部



担当副会長 加賀谷朋彦(栃木会)
部長 鈴木泰介(千葉会)
次長 徳永 哲(愛媛会)
事務局職員 青木紀夫、森田竜一

財務部では、次の業務を担当しています。

- (1) 会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 資産の管理に関する事項
- (4) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (5) 土地家屋調査士会の会員の福利厚生及び共済に関する事項
- (6) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (7) 業務関係図書の発行に関する事項

大きく分けると、会計及び経理に関すること、会員の福利厚生及び共済に関することを担当していることとなります。

会計に関しては、残念ながら近年の会員数減少に伴い会費収入が減少していることは各土地家屋調査士会と同様と言うまでもありませんが、連合会財務部としてはその収入減に対し厳しい予算執行の管理で対峙しているところです。連合会では、これまでも経費削減を常に意識しながら様々な事業を行っていますが、経費の削減と事業の拡大及び展開は単純に心理的に相反するところで、経費の削減だけを目的とすると事業の推進力が損なわれてしまいます。これにあっては、両者のバランスが肝要であると考えております。これからも会員の皆様からお預かりしている大切な会費を有効かつ効率的に利用し、また、更なる経費等の削減にも努め、適正に会計を管理していきたいと思っております。

経理に関しては、全ての事業に係る経費や各種固定費等を発注決議による支出負担行為の確認を行い、実際に支出する際には都度支払決議を行っておりますが、昨年度からメールに代わるグループウェアが導入され、効率的に各種決議を行っております。

会員の福利厚生に関しては、毎年、ブロック協議会や土地家屋調査士会のご協力により親睦ゴルフ大会を開催しております。今回は、中国ブロック協議会にお世話になり、本年10月29日に岡山県で開催し、例年以上に多くの参加者が日頃鍛えた技を競い合いました。一方、ゴルフが苦手な会員は「岡山後楽園」や「備前焼ろくろ体験」等、岡山市を中心とした観光でゆっくりとした時間を満喫しました。

なお、今回からメールでのデータ送信でも申し込むことができるようになった写真コンクールも、前回より5割増しの応募があり、多彩な作品が入賞しました。これらの作品はこれからも本会報の表紙でご紹介させていただきます。

また、共済に関しては、国民年金基金への加入促進に力を入れているだけでなく、損害賠償責任保険や測量機器総合保険等の各種保険類も多数取り揃えており、会員の皆様に側面から支えてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。



平成31年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：面接のみ ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1)願書受付期間…2019年2月18日(月)～3月1日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2019年3月15日(金) (3)合格発表日…2019年3月16日(土)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続きを完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎**給付条件**

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® L&R720点以上、TOEFL (iBT)® 78点以上、GTEC CBT1250点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® L&R550点以上、TOEFL (iBT)® 57点以上、GTEC CBT 1000点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116 までご連絡ください。

以上

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成30年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

九州ブロック協議会

記

開催日時	平成31年2月2日(土)午後1時 開始 平成31年2月4日(月)午後0時15分 終了
開催場所	沖縄県那覇市久茂地1-5-15 「ホテル サン沖縄」 電話 098-866-1111
申込手続	受付期間 平成30年12月10日(月)～平成30年12月25日(火) 申込先 所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先 までお問い合わせください。

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019 開催のご案内

北海道ブロック協議会

今年度も「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019」を開催いたします。回を重ねまして、今回で18年連続での開催となります。

日時	平成31年2月15日(金) 午後1時30分～
場所	ホテルライフオーブ札幌 北海道札幌市中央区南10条西1丁目
内容	第1部 地積測量図の作成者について(仮) 第2部 震災関連について(仮)

ご参加お待ちしております。



連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



10月16日
～11月15日

ハロウィーンが終わると水道橋の街はいきなりクリスマスモードに一変する。なんだか、季節の移り変わりを五感で感じるよりも、意図されて創り上げられたイベントに体ごと押し出されているようである。また、昨今は「平成最後の」という枕詞を耳にしない日はないような気がする。「平成最後のクリスマス」だとか「平成最後の紅白」「平成最後の年賀状」といった具合であるが、昭和から元号が代わってわずか24日目の平成元年2月に27歳にして土地家屋調査士登録を行い、平成とともに歩んで来た私にとっては、なんとも感慨深いものがある。全国の会員各位にとって「平成最後の土地家屋調査士業務」が輝ける新元号への架け橋となるよう願うばかりである。

10月

18日 山下貴司法務大臣への表敬訪問

今回の内閣改造により、法務大臣に就任された山下貴司法務大臣を全副会長、柳澤専務理事、佐藤常任理事、そして山下法務大臣の地元岡山から川野岡山会長と金関日調連常任理事と共に表敬訪問させていただいた。山下法務大臣には、空き家対策特別措置法の立法準備時にも私たちの提言を聞いていただき、また随時、勉強会を企画されるなど、土地家屋調査士の活用に対して積極的対応をいただいております。法務大臣就任のお祝いを申し上げます。

18日 柴山昌彦文部科学大臣 表敬訪問

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟において、お世話になってきた柴山昌彦議員が文部科学大臣に就任され、加賀谷副会長、柳澤専務理事と共に表敬訪問をさせていただく。私からは、大臣就任のお祝いを申し上げるとともに、所有者不明土地問題に関連し、教育の分野においても「登記」「相続」「境界」「立会い」の重要性をキーワードとして子供達に伝えることの必要性をお話しさせていただいた。

21日、22日 第38回関東ブロック協議会親睦ゴルフ新潟大会

本年も関東ブロック協議会が開催する親睦ゴルフ大会の案内を頂き、途中、越後湯沢で足湯に浸ってから長岡市へ向かう。長岡は、山本五十六海軍大将の出身地である。山本五十六の名言として有名な「男の修行」を呟きながらのゴルフ大会参加となった。

26日 石田真敏総務大臣への表敬訪問

やはり今回の内閣改造において総務大臣に就任された石田真敏総務大臣を表敬訪問させていただいた。石田総務大臣には、日頃から自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟において、お世話になってきたところであり、同行した加賀谷・戸倉・小野副会長、柳澤専務理事と共にお祝いと日頃のお礼を申し上げます。

26日 土地家屋調査士法の改正に関する意見交換

かねてからの懸案事項である、土地家屋調査士法改正に関して、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の塩崎恭久先生に資料を提供させていただきつつ意見交換を行う。

26日 寺田顧問との意見交換会及び懇談会

今年度から当連合会の顧問に就任いただいた、元法務省民事局長であり元最高裁判所長官であられる寺田逸郎先生に水道橋までお越しいたいただき、私たちの制度が抱える課題について、全副会長、柳澤専務理事、鈴木常任理事と共に意見交換の時間を持つ。寺田顧問からは、多岐にわたる視点と観点から制度に対して心強い応援をいただくとともに、示唆に満ちた提言を頂戴した。

28日、29日 第33回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

今年の連合会親睦ゴルフ大会は、先の西日本豪雨により被災した岡山会が担当してくれた。災害後だけに開催を危ぶむ声もあったはずと推察するところがあるが、川野岡山会長はじめ多くの岡山会会員さんの笑顔に触れて、土地家屋調査士の絆を感じずにはいられない。表彰式では、私自身が義援金箱を手「お気持ち」の協力をお願いさせていただいた。

30日 韓国標準協会(KSA)依頼によるLX韓国国土情報公社の来訪対応

隣国・韓国において地籍再調査事業を担うLX韓国

国土情報公社から15名の方々が当連合会を訪れ、意見交換を希望したい旨の申入れがあり、小野副会長、山田制度対策本部員と共に応対した。

11月

1日 平成30年7月豪雨における復興事業等に関する打合せ

先の豪雨被害を受けた愛媛会を菅原副会長と視察に伺う。山本愛媛会長とも合流し、主に愛媛県の南予地方の様子と現在の対応等を協議した。私の地元であり、愛すべき郷土の復興に向け決意を新たにす。

7日 平口洋法務副大臣への表敬訪問

広島県選出の平口法務副大臣の就任挨拶に訪問させていただく。登記所備付地図作成事業に関して多くのご質問をいただいた。

9日 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」

自由民主党本部に柳澤専務理事、横山全調政連会長、椎名幹事長と共に出席し、土地家屋調査士制度に関わる政策要望と予算・税制要望を行う。多くの国会議員の方に公務多忙の中、私たちの要望に耳を傾けていただいた。

9日 今井秀明先生の黄綬褒章を祝う会

広島会の今井秀明前会長の黄綬褒章祝賀会に出席するため、新幹線で広島市に向かう。この日の広島はフィギュアスケートのNHK杯が開催され、熱気ムンムンである。今井先生とは、連合会総会や全国会長会議の場面でたくさんの質問や意見、議論を交わしたことを披露させていただきながら祝辞を申し上げた。

12日 根本匠厚生労働大臣への表敬訪問

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副会長を務めていただいている根本匠議員が厚生労働大臣に就任されたのを受け、表敬訪問させていただく。厚生労働省は、国民一人一人が生まれてから最期までを所管する超多忙な省庁であり、根本匠厚生労働大臣からも国民生活への気配り感が伝わってきた。

13日 黄綬褒章をお祝いする夕食会

今般、7名の土地家屋調査士の皆さんが、黄綬褒章の栄に浴し、連合会として奥様同伴の上、食事会を開催し、お祝いを申し上げた。多年にわたり土地家屋調査士業務に精励された皆様のお顔を拝見するに、笑顔の中にご家族に対する深い愛情を感じる。

14日 秋の褒章伝達式への参列及び民事局長への表敬訪問

東京・霞が関の法務省大会議室にて執り行われた、秋の褒章伝達式に参列させていただく。前日の食事会で打ち解け合っていたいただいた受章者の先生方も奥様も実に晴れやかな表情で臨まれている。山下法務大臣からの褒章伝達にも参列させていただき、抜けるような秋晴れの下、たくさんの笑顔に包まれた時間を共に過ごせたことに感謝させていただいた。

14日、15日 平成30年度土地家屋調査士会総務担当者会

平成14年度以来の開催となった「総務担当者会」に出席。全国から参集いただいた総務担当役員の皆さんにおいては、日々会務運営に時間を費やし、頭を悩ましているところであると想像するが、今回の会同において得た人脈と共に、情報交換や意見交換した内容を参考に、地元に戻ってから毅然とした会務運営を期待するところである。

10月**16日**

第2回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第14回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について
- 2 第14回土地家屋調査士特別研修の基礎研修について
- 3 第14回土地家屋調査士特別研修の運営について
- 4 第15回土地家屋調査士特別研修の基礎研修の講師について
- 5 平成31年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同特別研修特別会計収支予算(案)について

17日

第3回電子証明運営委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士電子証明書発行負担金の改定について
- 2 平成31年度電子証明特別会計収支予算書(案)について
- 3 土地家屋調査士電子証明書の有効期間満了に伴う対応について

18日

第2回事務所形態検討チーム

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士法人業務処理マニュアル」の作成について

23日

第1回日調連技術センター会議

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領における関連項目の対応について
- 2 ネットワーク型RTK観測法を利用した筆界点測量マニュアル(案)について

23日、24日

地図対策室会議

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業におけるサイクルタイム及び積算表の公開について
- 2 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について

24日

第1回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領における関連項目の対応について
- 2 平成30年度事業計画の展開と事業進行について

24日、25日

第4回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 親睦事業の検討及び実施について
- 3 各種保険への加入促進及び共済会事業への支援について
- 4 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進について
- 5 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 6 各種規則の一部改正(案)及び新設(案)等について
- 7 契約の執行に関する取扱基準について
- 8 平成31年度予算(案)について
- 9 平成32年4月から6月の暫定予算について
- 10 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について
- 11 有限会社桐栄サービスに係る案件について
- 12 ゆうちょ銀行のインターネットバンキングについて

31日

第2回マンション関連検討PT会議

<協議事項>

- 1 区分建物に関する土地家屋調査士実務に係る冊子の発刊について

11月**1日**

第4回空き家等問題対策検討委員会

<協議事項>

- 1 空き家予防のためのチラシを作成することについて
- 2 eラーニングコンテンツを作成することについて
- 3 日本土地家屋調査士会連合会・地籍問題研究会共催シンポジウムについて

第3回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 各広報員から各ブロック協議会でのイベン

- トや会報記事になる情報等の報告について
- 12月号の編集状況、1月号以降の掲載記事について

1日、2日

第4回広報部会

<協議事項>

- 1 マスメディアに向けた広報活動について
- 2 ウェブ広報の充実について
- 3 G空間EXPO2018の運営について
- 4 広報グッズの制作について
- 5 PR動画コンテストの審査について
- 6 社会貢献事業としての人材育成について
- 7 平成30年度広報員への報償費について
- 8 平成31年度連合会会報「土地家屋調査士」の会員への直送について
- 9 平成31年度からの連合会会報「土地家屋調査士」デザインについて
- 10 平成31年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 11 ウェブサイトのリニューアルについて

2日

第8回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

5日

研究所研究テーマ「地籍国際標準」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「地籍国際標準」の研究取りまとめ等今後の対応について

6日

第3回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 連合会ウェブサイトにも各土地家屋調査士会ADRセンターの情報を掲載することについて
- 2 各土地家屋調査士会ADRセンターにおける規則を変更することについて
- 3 各土地家屋調査士会ADRセンターにおける個人情報の取扱いについて
- 4 事案整理票の作成について
- 5 ADR「よもやま話集」(仮称)について
- 6 ADRセンターにテレビ会議システムを導入することについて
- 7 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度との連携について
- 8 ADR運営報告書の改訂について

- 9 各土地家屋調査士会ADRセンターにおいて利用者の声に関するアンケートを実施することについて

7日

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)並びに日本土地家屋調査士会連合会会長会議運営規則の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会長会同運営規則の新設(案)について
- 2 登録・会員指導等に関する照会回答事例集について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 2020年土地家屋調査士手帳(70周年記念)の作成について
- 5 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 6 平成30年度第2回全国会長会議及び平成31年新年賀詞交歓会の運営等について
- 7 平成31年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 8 連合会における平成31年度(2019年度)の主要な会議に関する日程(案)について
- 9 各種規則等の一部改正及び新設等について(財務部関係)
- 10 日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の一部改正(案)について
- 11 連合会会費の免除措置について

第4回社会事業部会

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の連携について
- 2 空き家等問題について
- 3 平成31年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 平成30年度予算執行について

7日、8日

第3回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業準備チーム会議

13日、14日

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 中央実施型の新人研修について
- 2 年次研修について
- 3 土地境界基本実務叢書の増刷について

- 4 土地家屋調査士CPDに関するアンケートについて
- 5 平成31年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

14日、15日

平成30年度土地家屋調査士会総務担当者会同

第4回業務部会 ＜協議事項＞

- 1 平成31年度業務部事業計画(案)及び予算(案)について
- 2 平成31年度実施の土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 3 土地家屋調査士業務上の個人情報の取扱いについて
- 4 土地家屋調査士業務上の個人情報の取扱いについて
- 5 筆特活用スキームについて

- 6 「登記基準点の実務」、「登記基準点測量記載例」の改訂について
- 7 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 8 筆界特定制度に関する事項について
- 9 登記測量に関する事項について
- 10 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 11 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について

15日

第3回研究所会議 ＜協議事項＞

- 1 平成30年度の研究所研究報告の取りまとめ方針等について
- 2 各研究テーマについて
- 3 地籍問題研究会との連携について
- 4 日本登記法研究会について



ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-100992 使用期限 2019年4月1日

新人、若手の土地家屋調査士の皆さんへ

岐阜会 大保木 正博

私は現在、日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会の会長職を拝命しています。そうした関係から、毎年開催しているブロック内の新人研修会において新人会員の皆さんとお会いしていますが、昨今この業務は元より測量作業も全く経験したことのない新人会員が増えているように思われます。しかしながらこのことを憂いているのでは決してなく、全く経験がなくてもこの業界に魅力を感じて飛び込んできてくれた仲間を歓迎し、強制会としてフォローすることが今後の土地家屋調査士業の発展につながるものと考えています。(もちろん、資格によって生きる者として、何より本人自らが積極的に自己研鑽をしていくことは当然の大前提としてですが。)

将来彼らが勇退する頃の我が国は、少子高齢化・人口減少が相当進んでいるであろうことは容易に想像されるところであり、修了証書を交付する時には、希望に満ちた新人会員の皆さんが事故なく充実した土地家屋調査士人生を送られることを願うばかりです。

さて、土地家屋調査士白書2018によれば土地家屋調査士人口は16,761人(平成29年4月1日現在)で、その補助者は23,038人(平成29年10月1日現在)。単純計算で、土地家屋調査士一人当たりの補助者数は1.37人で2人に満ちていません。

また土地家屋調査士の業務におけるサイクルタイムを算定する際の事務所モデルは、土地家屋調査士1人に対して補助者2人の事務所を想定しています。もちろん合同事務所や法人組織として大規模に業務展開されている事務所もありますが、一人事務所あるいは補助者を含めて2～3人という小規模の事務所が大半を占めていると想定されます。

他方、既にその兆候が表れている近未来の人口減少社会を俯瞰すれば、今後、土地家屋調査士の活躍する新たなフィールドを果敢に切り開いていくにしても、前述のような私たち土地家屋調査士事務所の実情に鑑みれば、将来の生活を担保するものは確保



しておく必要があるようです。個人営業の土地家屋調査士にとってその代表的なものの一つが土地家屋調査士国民年金基金です。

去る4月6日、土地家屋調査士国民年金基金の内容を詳しくお聞きする機会を得ましたので、私が感じた事務所経営上も国民年金基金が有利である点等をご紹介します。

厚生労働白書によれば、老後に必要な生活費の平均月額、夫婦二人で食費や住居光熱費・保険医療費、交際費等を合わせて約27万円だそうです。旅行や車などの趣味やグルメな食生活を楽しみながら豊かな老後生活を満喫しようとするれば、これでは到底足りないでしょう。

これに対して、国民年金は夫婦二人の老齢基礎年金月額が満額で13万円ですから、14万円不足することとなります。何らかの補填が必要です。ここを埋めるために国民年金基金が勧められています。

民間の個人年金の所得税控除額には上限があり、4万円です。国民年金基金では、掛金の全額が控除になります。つまり年間掛金30万円を支払った場合、民間個人年金では控除額は4万円ですが、国民年金基金の場合の控除額は掛金全額と同じ30万円となり、控除額に大きな差が生じます。この点は事

務所経営上大きなメリットといえるでしょう。

国民年金基金には、国民年金の掛金を支払っている間しか入れず、基本的には60歳までしか加入できません。毎月の掛金は年齢が若いほど安く、その上老後に受け取る年金額が多くなりますから、加入する時の年齢は少しでも若い方がよいといえます。

また加入する時期は、確定申告での控除効果を考えると年末ではなく、一年の早い時期が有効といえるようです。

年金は破綻することがあり得ますが、基金が破綻することはなく、掛けたものは必ず戻り、80歳まで保障されるそうです。

もし事務所の業績悪化等により掛金支払いが厳しくなってきたら途中で中断することができます。再開する時は中断した時の掛金でよい仕組みになっています。

このように国民年金基金は個人調査士事務所の会員の将来保障となり得るものと思います。日調連でも加入を勧奨していますが、強制入会制をとる土地家屋調査士会としても、またブロック協議会としても、特に新人研修会の際には、将来の保証の一つとして紹介・勧奨していきたいと思っています。

土地家屋調査士国民年金基金は、平成31年4月1日以降、全国国民年金基金と合併し、「全国国民年金基金土地家屋調査士支部」となりますが、これも少子高齢化・人口減少社会に進む我が国においてはやむを得ないことでしょう。

新人土地家屋調査士の皆さん、若手土地家屋調査士の皆さん、まずは自分が掛けたものがゼロにはならない先の保障を確保しておいて、果敢に新たな土地家屋調査士としての業績をガンガンあげていきましょう！



掛金のお安い今のうちに！

『いずれ入ろう』とお考えなら、

国民年金基金の掛金は5年ごとに行われる財政再計算で決まります。次の財政再計算は平成31年4月です。4月から掛金額が上がることとなります。

掛金が上がるその前に

財政再計算の前にご加入されれば今の掛金のまま続けられます



1月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

1月15日までがご加入・増口のチャンス！

お問合せは今すぐ！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル
0120-145-040
(平日 9:00~17:00)



「おでん屋」

深谷健吾

おでん屋の湯気を囲みて馴染み客
花街の路地から路地へ夜鳴蕎麦
落人おちひとの里を湖底に山眠る
網走あみぞの番屋揺るがす虎落笛とらおちふえ
裸木となりしがらみの失せにけり

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 中原ひそむ

行く秋や寄せては返す波の音
今朝秋の小雨に濡れて石地蔵
得心のゆかぬ話や秋扇
満月を掲げ病棟更け行きぬ
トンネルを抜けて見上ぐる山紅葉

岐阜 堀越 貞有

神殿の鳩よけ網や神無月
草枯れて古道に現る道しるべ
同窓の縁に寄り来て冬ぬくし
台風が目玉の睨む災害地
迫り来る西の空より野分雲

茨城 島田 操

山高し雲また高し秋の空
吹く風も過客なるかな枯芒かれすすき
前向きに生きる老躯や草の花
音のなき雨に深まる愁思かな
十三夜漂ふ雲の風情かな

愛知 鍋田 建治

堤防の木陰に赤き曼珠沙華
銀杏散る学館までのレンガ道
せせらぎの微かに聞こゆ虫の秋

今月の作品から

深谷健吾

中原ひそむ

行く秋や寄せては返す波の音

「行く秋」とは晩秋の季語。秋が過ぎ去って行くこととするのをいう。冬に入るこの候は特にわびしく、秋惜しむは春惜しむよりもまた違った感慨が深い。寄せては返す波の浜辺の情景を見ての一句か。波の音に焦点を当て、繰り返す波の音も哀愁の感を帯びた音色に聞こえるとは、俳人ならではの感性か。俳句の技法のひとつの擬人化法を用いた見事な一句である。

堀越 貞有

台風が目玉の睨む災害地

「台風」とは、秋の季語。南洋やフィリピン沖で発生北上する大きな空気の渦巻きで、中心付近の最大風速毎秒十七・二メートル以上の熱帯性低気圧。海難・風水害など甚だしい被害を生じさせる。台風の眼は台風の中心にある静かで風のない部分。今年ほど台風が多く発生し、多く上陸した年はない。台風による風水害だけでなく豪雨被害の被災地も多数。災害地は狙い打ちの如くにたびたび襲来するとは。テレビで見ると台風の眼に睨まれる災害地の人々の胸中を察すると居た堪れない。台風の眼を眼目にした佳句である。

島田 操

山高し雲また高し秋の空

「秋の空」とは、一般的に澄みきった秋空をいう。秋は長雨に見舞われることもある一方、からりとした晴天に恵まれることも多い。台風が去ったあとなどは、眩しいほどの青空が広がる。秋の大気が澄み、晴れ渡った空の様を「空高し」「秋高し」「天高し」という秋の季語があり、高々と晴れ上がった空にかぶ雲の様を「鱗雲」「鱗雲」「鱗雲」という秋の季語がある。提句は秋の日本アルプスの秋の光景を連想。山々は高々と澄み切っていて、空には秋の雲が広がっている情景を見事に活写。「高し」のリフレインが効果的な佳句である。

鍋田 建治

銀杏散る学館までのレンガ道

「銀杏散る」とは、冬の季語。高々と聳える銀杏の大樹から降る落葉は壮観である。一面に散り敷いた銀杏黄葉は、明るく印象的である。殊に旧制大学の学館・講堂までの真つ直ぐな銀杏並木は定番か。大学では晩秋から初冬を迎えると文化祭や体育祭など行事が多く慌ただしくなり、一方では、卒業生にとっては学生最後の行事となる。晩秋を迎えるとともに侘しさも募る時期でもある。一面に散り敷いた明るく、美しい銀杏黄葉に心も癒される。銀杏黄葉とレンガ道との取り合わせも良く、哀愁を帯びた見事な一句である。

平成30年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

長年のご功労に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。

旭日双光章

瀬口 潤二 (山口県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
山口会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、
同常任理事、同専務理事を歴任
平成22年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

岩倉 弘和 (神奈川県土地家屋調査士会)

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴32年
神奈川県常任理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成29年法務大臣表彰等、58歳

黄綬褒章

大野 弘憲 (富山県土地家屋調査士会)

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
富山会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、64歳

黄綬褒章

岸本 八太郎 (兵庫県土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
兵庫会理事、同副会長、同会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、62歳

黄綬褒章

國吉 正和 (東京土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
東京会理事、同副会長、同会長、日調連理事、同常任理
事を歴任
平成26年法務大臣表彰等、63歳

黄綬褒章

鈴木 修 (宮城県土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
宮城会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成29年法務大臣表彰等、61歳

黄綬褒章

磯端 強志 (鹿児島県土地家屋調査士会)

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
鹿児島会常任理事、同副会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、69歳

黄綬褒章

南部 義信 (福井県土地家屋調査士会)

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
福井会理事、同副会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、69歳

※受章者の年令・歴は、平成30年11月3日発令日現在です。

磯端強志先生のお名前に誤りがございましたので訂正させていただきます。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成30年10月1日付

長野 2603 間島 恭子
大阪 3347 加藤 和彦
愛知 2984 大羽 康弘
愛知 2985 高橋 悌
札幌 1207 林崎 淳一
札幌 1208 竹田 雄一

平成30年10月10日付

東京 8070 石橋 孝志
群馬 1073 梶塚 由真
鹿児島 1097 村上 猛
徳島 515 前河 孝佳

平成30年10月22日付

東京 8071 小川 實
東京 8072 平泉 早紀
神奈川 3099 前島 卓
福岡 2329 石田 理

登録取消し者

平成30年7月24日付

静岡 1426 近藤 博秋

平成30年8月12日付

埼玉 1991 泉 直人

平成30年8月24日付

千葉 1669 松本 輝夫

平成30年9月2日付

岐阜 478 野中 英夫

平成30年9月9日付

神奈川 2336 高澤 孝一
静岡 821 増田 嘉裕

平成30年9月12日付

東京 6543 岡地 力男

平成30年9月17日付

鹿児島 785 岩下 時夫

平成30年9月23日付

群馬 596 七五三木正

平成30年10月1日付

栃木 641 大貫 昇
大阪 1168 北本 隆
大阪 3125 中野 壽哉
兵庫 2019 濱澤 政茂
滋賀 210 市原 種子
広島 1764 横田 一政
青森 564 佐々木睦男

平成30年10月10日付

東京 6655 帆苺 恵一
東京 6836 小林 武
東京 7853 澤田 一穂
神奈川 1411 菅田 光昭
埼玉 1773 利根川喜一
静岡 812 石倉 達夫
静岡 1016 小柳津清二
静岡 1380 西村 壽昭
長野 2036 塩川 靖雄
長野 2300 中澤 利夫
大阪 2960 西村 和也
京都 736 田中 隆
兵庫 1254 岩田幸之助
兵庫 1670 由利 和夫
兵庫 1837 植松 實
兵庫 2114 永尾 伍
奈良 186 岸本 柁巳
和歌山 314 滝谷 茂郎
岐阜 750 廣瀬 猛
福岡 1837 甲斐 武徳
熊本 598 角田 正利
鹿児島 687 川崎 豊
鹿児島 796 碓山洋太郎
沖縄 278 伊差川 漠
高知 508 中平 俊一
愛媛 427 宇都宮誠二

平成30年10月22日付

東京 6008 相馬 孝至
東京 6728 小山 淳一

埼玉 1334 飯野 武彦
千葉 1566 三浦 忠雄
静岡 790 佐々木 繼雄
新潟 1775 麻場 義雄
大阪 1794 中原 昭雄
愛知 1699 河合 周治
広島 1489 竹下 秀夫
山口 560 無敵 栄介
山口 898 工藤 純一
山口 967 有吉 清
岩手 1143 高橋 徹
札幌 953 笹島 健二
札幌 1137 蔦森 裕彦
函館 188 青山 樹夫

ADR認定土地家屋調査士登録者

平成30年10月10日付

千葉 2182 山崎 潤一
茨城 1440 根本 大輝
福岡 2205 石矢 眞
徳島 494 埴淵 素史

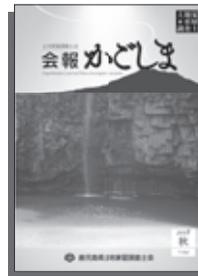
平成30年10月22日付

東京 8071 小川 實
埼玉 2618 青木 貴志
埼玉 2671 原島 孝幸
千葉 2176 檜山 敦
千葉 2183 見置 元紀
千葉 2192 福田 淳
静岡 1780 村木 良行
静岡 1793 大橋 司
静岡 1795 今村 剛久
大阪 3098 小澤 貞之
大阪 3270 三谷 俊介
大阪 3307 水野 貴由
石川 674 金森 智修
宮崎 774 杉山 宏樹
岩手 1156 廣田 利彦
徳島 511 谷口 優大

鹿児島会

「会員のひろば
リレー ある調査士の眩き 第14回
明治維新150年、
地元偉人のその精神に思う。」

鹿児島支部 放生会 正美



『かごしま』第94号

今年、明治維新150周年である。鹿児島でもあちこちでその言葉を聞く。討幕という古い体制を倒したことが明治維新と思われがちだが、本質的には黒船来航から欧米列強の脅威に対抗する為、また欧米諸国と対等に渡り合える『強い日本』を作り上げることが明治維新であったと感じている。

西郷どん、大久保さんの活躍もだが鹿児島県警察本部庁舎の前に「日本警察の父」と呼ばれて高く評価されている川路利良も忘れてはいけない。中央公論新社から「走狗」という彼を主人公にした本が出ている。

明治政府が始めに手をつけたのは、「治安の確立」と「租税の確立と産業の発展のために新しい土地制度を打ち立てる」ことであった。土地制度については、土地所有のあり方を改め、土地所有権の公平、明瞭なものとした土地調査であったと思慮する。地租改正も明治6年という理解をしていたが「地租条例」が公布される明治17年までのプロセスは興味深い。土地制度

の方は、現在、所有者不明問題等土地所有権そのものに限界も感じつつ、その思いやあり方等我々にもつながるものであり、もう少し調べ書きたくなるが、ここでは治安の確立の方に話をつなげたい。

川路は鹿児島出身ではあるが、県民に圧倒的に嫌われている偉人でもある。理由として大きいのが西南戦争のきっかけとなった出来事。動向をさぐりにいった川路の部下が西郷軍に捕縛され、激しい拷問の末にその目的を「西郷刺殺（日本語の難しいところで刺殺とも視察ともれそう）」と吐いたため、西郷軍が暴発し、戦いに突入する。恩人でもある西郷どんに仇で返すようなやり方が嫌われているように感じる。

西郷どんの推挙により日本の警察制度を作った川路であるが、その恩というより政府の中で産声をあげた警察制度を盤石にするという個よりも国の今後を思ったアンサーだったと思う。

また、川路利良の語録をまとめ

た「警察主眼」は、現在も警察官の指針となっているようだ。

「声なきに聞き、形無きに見る。」
「行政警察は予防をもって本質とす。」

など、制度や組織は変わっても長い伝統の中に流れている変ることのない精神があるということを行っているようである。

以前どこかでこんな話を聞いたことがある。「英国人が語る日本一美しい写真が軽井沢に無造作にポツンと立つ自動販売機」だと。外国では販売機ごと盗む可能性もあり、日本の治安の良さを物語ると同時に、外国人からみた日本人の良さはその精神であることも感じられる。

川路利良は鹿児島県警察本部庁舎の前からどう思っているのだろうか。

ということで、ここらでよからかい。

次は「勝目浩どん」でいきもんぞ。
チ・ェ・ス・ト・気・張・れ。

「日調連主催「写真コンクール」」

鹿児島支部 谷口 正美

日調連主催の写真コンクールで連続入選した友人に感化されて写真に興味を持ち、一眼レフカメラを購入して身近な風景をバシッパシッ撮るようになり、平成27年の第30回記念写真コンクールに何気ない気持ちで4枚応募しました。光波測距儀の横に、やっとお座りが出来るようになった生後9ヶ月の孫に僕のLサイズの調査士マークポロシャツを着せて撮った『僕は土地家屋調査士』が調査士部門で入選し、機上から撮った『富士山』の写真が一般部門で入選と2部門入選しました。

これに気を良くして、次は、毎日のように撮影している桜島を題材に、桜島から昇る朝陽を撮ろうと、撮影場所を与次郎の長水路付近に決めて、インターネットで日の出の時刻と方位を検索し、9月の初旬に早起きして与次郎に通い続け、やっと思通りの、光り輝く『ダイヤモンドチェリー』を切り撮ることができました。この『ダイヤモンドチェリー』を平成28年の写真コンクールに応募したところ、嬉しいことに最優秀の連合会長賞をいただきました。

平成29年の写真コンクールは、

残念ながら参加賞でしたが、今年の写真コンクールには、僕の長女がママの視線で、まだ会話を交わせないはずの、3才10ヶ月のお兄ちゃんと1才4ヶ月の妹(僕の孫たち)がタマネギ畑で見つめ合って何かをお話しているような微笑ましい様子をスマホで撮影した『ねえ、おにいちゃんタマネギすき?』を長女の名前で応募したところ入選しました。

来年はどのような写真を応募するか、今から楽しく思案しています。

皆さんも気軽に、写真コンクールに応募されてはいかがでしょうか。



「道をひらく」
～松下幸之助～

あっという間に平成30年の終わり。日の移ろいは本当に早い。昨年12月号でそのご活躍を紹介した、将棋の藤井聡太さんは四段から七段に。昨年末の世界ランキングが60位台だった女子テニスの大坂なおみ選手はトップ5入り。個人的に応援している錦織圭選手も復活。平昌オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに一喜一憂し、多くの勇気をいただけた年でした。

しかし今年を振り返ると、まず頭に思い浮かぶのは、「自然災害」の文字。記録的大雪、大阪府北部地震、西日本豪雨、猛暑、台風21号、北海道胆振東部地震・台風24号。自然災害が報じられない日の方が少ないのでは、と感じてしまうほど。日調連の主たる行動指針の一つである事前復興事業を推し進め、併せて社会資本の一助となるよう活動していかなければ

ならないと改めて感じています。

最近、判断に悩み行動に移せず立ち止まったとき、「その判断に必要な地図を持っていないからだ」と思うことがあります。「目的地は分かっているけど、地図がなければ現在地がどこなのか、道がどこにあるのか分からない。道を見つけても、その道は安全なのか、獣道なのか。頭の中のキャンバスに、導いてくれる道を描けていたのなら悩むことはなかったのに。」と。新年の目標、多彩な地図を描けるようアンテナを張り知見を広げ、道をひらく年にしたいと考えているところです。

平成最後の大晦日。今年の出来事、また平成の思い出を振り返りながら、新年をお迎えください。新たな元号も気になりますが、そこにはまた新しい道があるのでしょうか。その道をひらいていきたいですね。

今年もお疲れ様でした。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社